

# 令和6年度 中小企業組合運営事業

---



組合会計 2

大阪府中小企業団体中央会

## 講座 11

## 営業外損益科目

「営業外損益」とは、組合の本業ではないものの、本業を継続していくための財務的な活動等の付随行為から発生する損益のことです。具体的には、受取利息・配当金、有価証券売却益などが営業外収益として計上され、支払利息、社債利息、有価証券売却損などが営業外費用として計上される。

### (仕訳例)

投資目的で保持する投資信託から 3 万円の配当を受けた。

借 方		貸 方	
現 金	30,000	受取配当金	30,000

※受取配当金とは、保持している株式や投資信託に対して受け取った配当金を指します。

「雑収入」とは、組合の通常業務外で生じる収益のうち他のいずれの勘定科目にもあてはまらない収益で、継続性がないもの（突発）、または、金額的に少ないものを指します。例としては、保険金・賠償金、税金の還付金、本業以外の賃貸収入、現金過不足などがあります。



### 補助金の経理処理について

当組合は、本年度地方公共団体より補助金の交付を受けることになりましたが、会計処理について教えて下さい。



国や地方公共団体から交付された補助金は、大別すると経費補助金、施設補助金とに分類されます。補助金の交付を受ければ、受贈益が発生するので、税務上補助金収入は益金として取扱われます。しかし、経費補助金は事業を営む上で必要な人件費、物件費、事業経費等に対して交付されるものですので、税務上益金として取扱わっても、これに見合う事業経費が損金として発生し、差引計算上、補助金による所得が発生しないので、課税されないことがあります。

経費補助金は、次のように処理します。

#### (1) 補助金の交付を受けた時

(借方) 現金(又は預金) ×××

(貸方) ○○○補助金収入 ×××

#### (2) 事業経費を支出した時

(借方) ○○○事業費 ×××

(貸方) 現金(又は預金) ×××

### ◆受取利息

組合の預金利息等に係る税金

組合が受け取る普通預金や定期預金等に係る利息については、通帳等に入金された手取金額

をベースに額面金額に割り戻して計算し、会計帳簿に記載する。

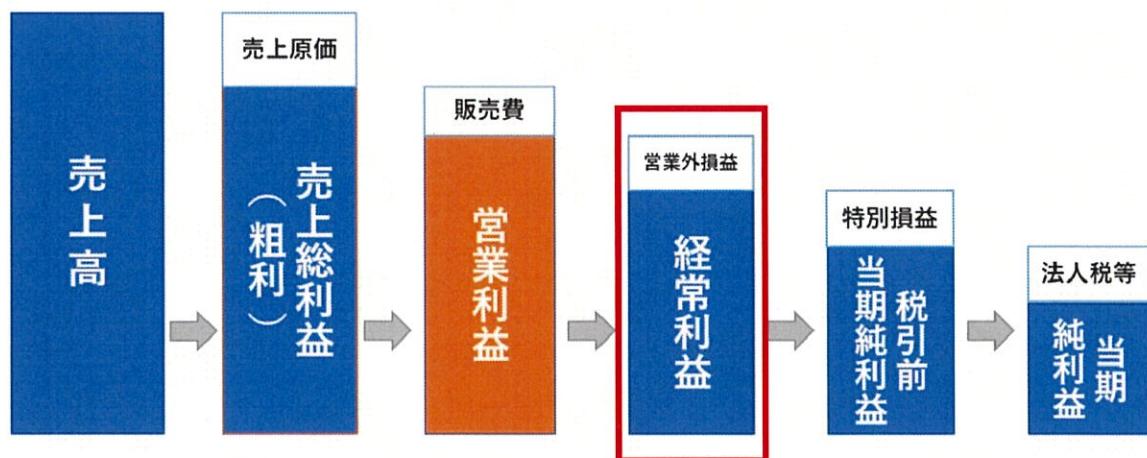
源泉徴収された金額は、「法人税・住民税及び事業税」として登録します。銀行から受取利息の内訳明細を受け取っている場合はそれを元に記帳しますが、手元にない場合は税率から計算します。

所得税	15%
復興特別所得税	0.315%
合計税率	15.315%

税引き後の入金が500円のとき、計算は次のとおりになります。

項目	税率	計算（1円未満切捨て）
受取利息の総額 (入金額から割戻し)	15.315%	500 / 84.685% ≈ = 590円
所得税 + 復興特別所得税	15.315%	590 × 15.315% = 90円

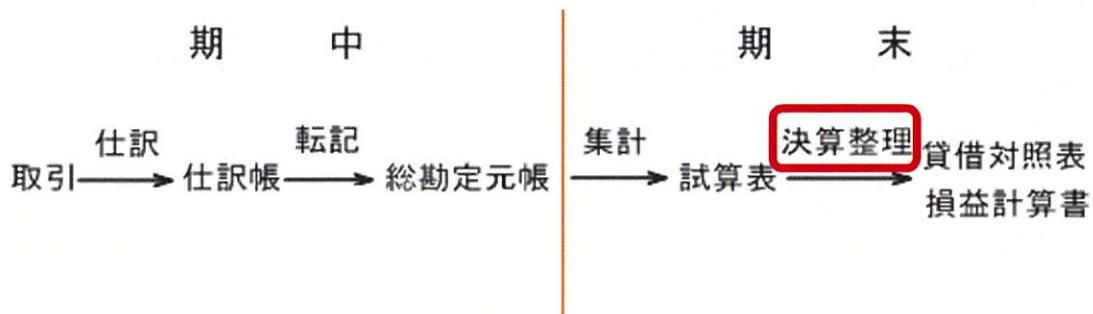
※  $1 - 15.315\% = 84.685\%$



## 講座 12 決算整理手続き

### 《 決算整理の手続き 》

決算書を作成する前の手続きとして“決算整理”をおこないます。決算の流れは、決算整理を行い、決算の本手続きを行い、決算書を作成・報告するまでとなります。



#### (1) 棚卸し

簿記では、商品の在庫調べだけでなく、決算にあたって各勘定科目が正しい金額になっているかどうかを調べて、修正する手続きの全部を“棚卸し”と言います。

決算整理事項には、ほかに次のようなものについて行われます。建物や備品などの固定資産の減価償却、有価証券の評価替え、貸倒引当金の設定、収益・費用の繰延べ、見越しなどがあります。

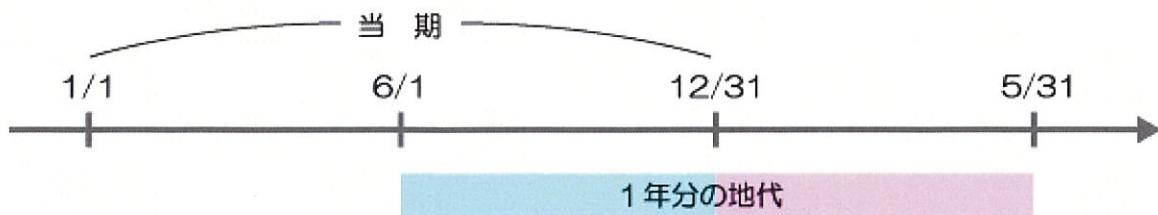
決算は、通常1年間を区切りとしておこないます。そこで、決算の本手続きの前に、帳簿記録に当期会計期間の“期間損益”が正しく表示されるように修正を加える必要があります。例えば、家賃や駐車場代など次期の会計期間にまたがって支払っている年間の費用が問題になります。では、まず、この“収益と費用の修正”について説明します。

#### (2) 収益と費用の修正

収益・費用の“繰延べ”と“見越し”とは？

決算は1年という会計期間で計算をします。しかし、すでに費用や収益として記帳されているものでも、その中には次期以降の会計期間のものが含まれていることがあります。

例えば、家賃や駐車場代など期末をまたがって1年間分を支払っている場合があります。その中には決算の締め日以降、つまり次期以降のものが含まれており、これを当期の費用や収益から除きます（このことを“繰延べ”といいます）。こうすることで、正しい期間損益が計算されます。



例えば、6月1日、年間の家賃120万円を現金で支払い、決算の12月31日、決算修正で支払い家賃を次期に繰り延べる場合の仕訳は、以下のようにになります。

<6月1日の仕訳> (借方) 支払家賃 120万円 / (貸方) 現金 120万円  
 <決算修正仕訳> (借方) 前払家賃 50万円 / (貸方) 支払家賃 50万円

この決算修正仕訳で、今期の支払家賃は差引き70万円ということになります。

つまり、次期以降の費用となる額、翌年1月1日から5月末までの5ヶ月分を当期の費用の勘定【支払家賃・費用の勘定】から差引き、【前払費用科目・資産勘定】へ振替えて、次期に“繰延べる”という操作をするのです。逆に、当期にすでに費用や収益として発生していても、実際には支払っていないまたは受け取っていない当期分があればこれを当期の費用や収益としなければなりません。このことを費用または収益の“見越し”といいます。

### 例題

令和3年（2021年）12月1日に向こう1年分の保険料120,000円を現金で支払った。  
 なお、当期は12月31日に終了する1年間である。

#### ① 保険料の支払い時（令和3年（2021年）12月1日）

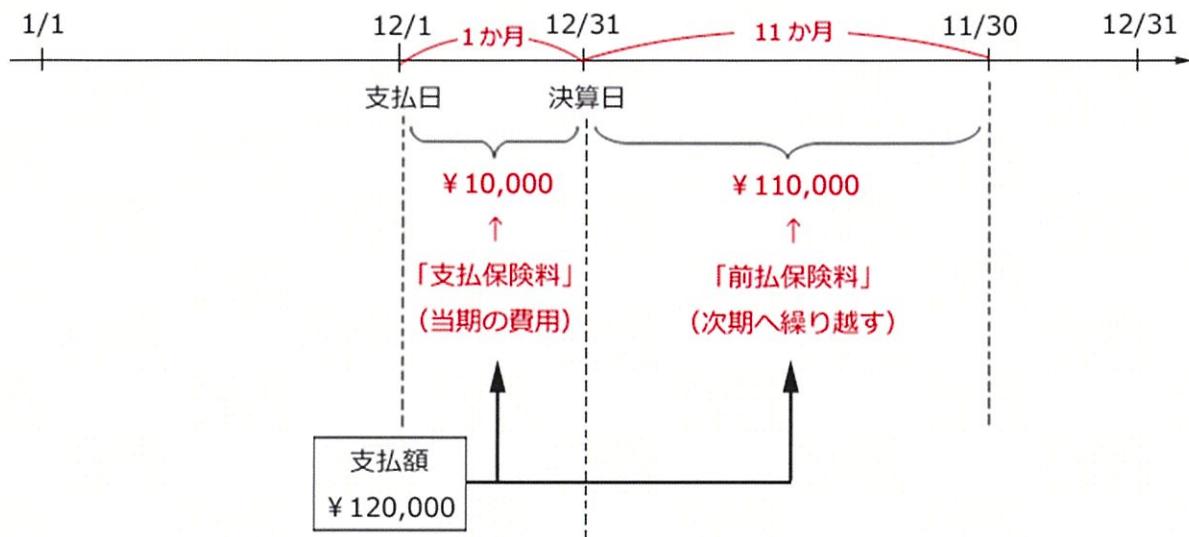
借方科目	金額	貸方科目	金額
支払保険料	120,000	現金	120,000

この仕訳自体には問題ないと思いますが、取引には“向こう”1年分の保険料と書かれているので、費用の前払いをしたということがわかります。

#### ② 決算時（令和3年（2021年）12月31日）

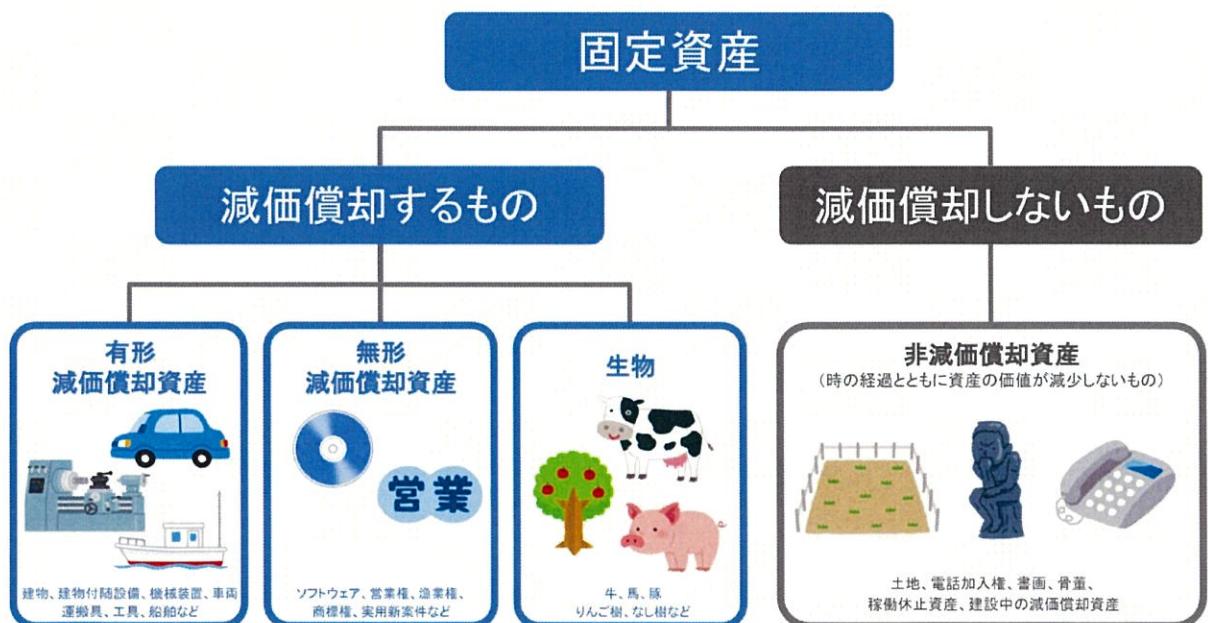
当期の費用となるのは支払った金額のうち当期に属する部分のみです。そこで決算において、次期に属する部分を次期へ繰り延べるための処理を行います。この金額は月割で計算をします。

借方科目	金額	貸方科目	金額
前払保険料	110,000	支払保険料	110,000



### (3) 減価償却

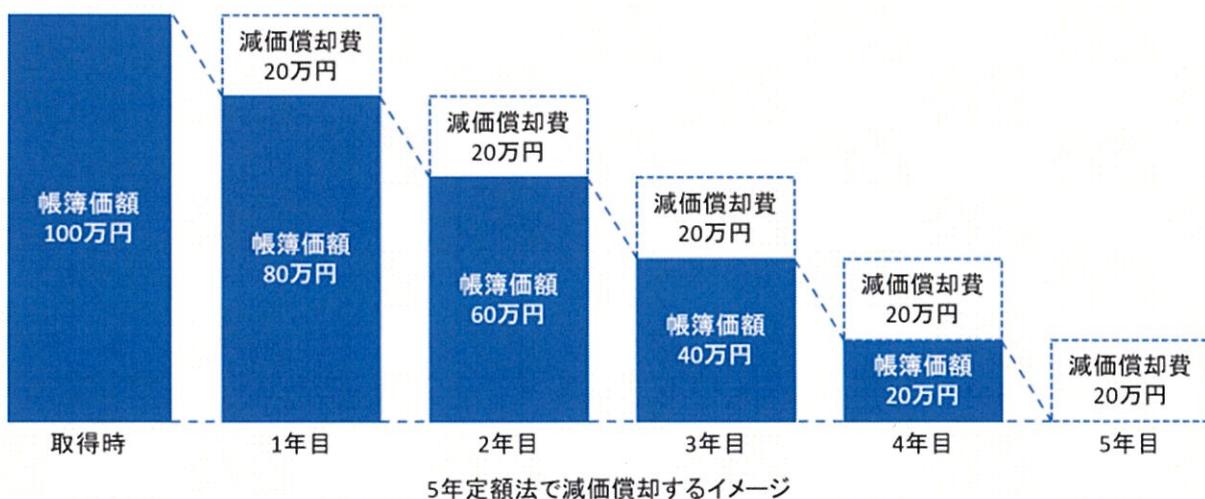
減価償却費とは、固定資産の取得にかかった費用の全額をその年の費用とせず、耐用年数に応じて配分しその期に相当する金額を費用に計上する時に使う勘定科目です。



## 減価償却できる資産

資産の種類	内容
建物	事務所や工場、倉庫など
建物付属設備	電気設備や給排水設備、冷暖房設備など
構築物	広告用看板、ブロック塀、アスファルト路面など
車両運搬具	営業用の自動車や輸送事業用の自動車、タンク車など
工具器具備品	検査工具、加工用金型、事務机、椅子など
機械装置	各種製造用の設備や業務用設備
無形固定資産	ソフトウェアや特許権など

## 減価償却費のイメージ

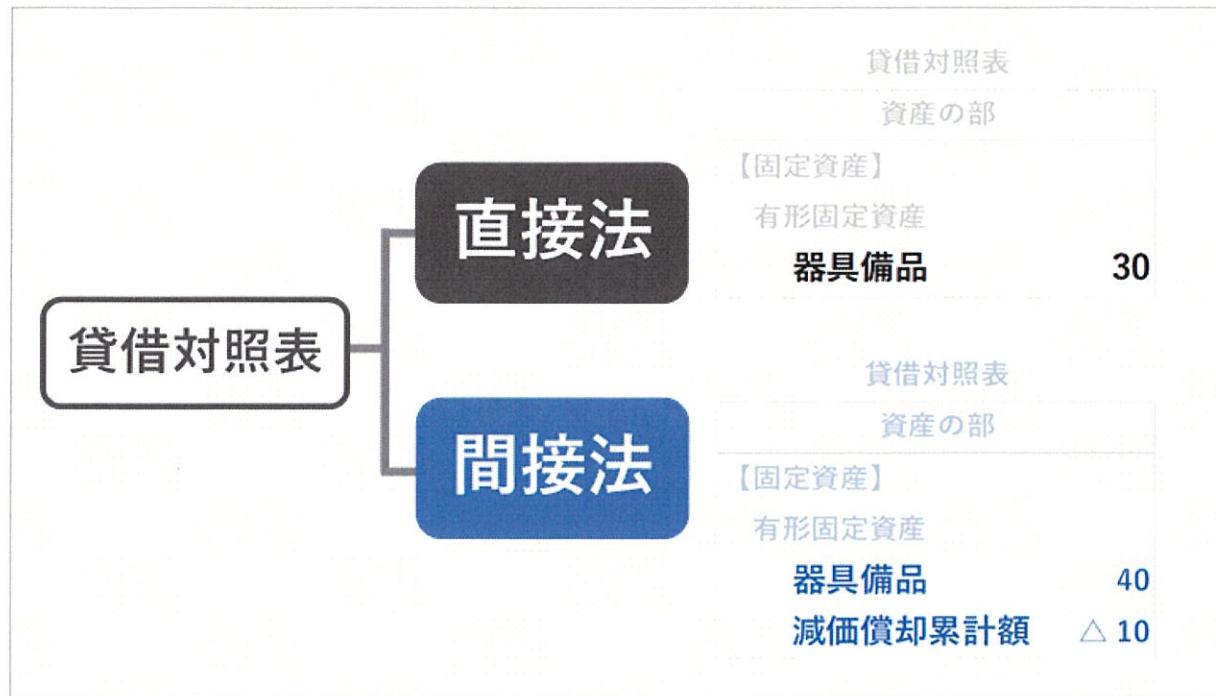


### 《協同組合の減価償却》

組合法規則では、「償却すべき資産については、事業年度の末日において、相当の償却をしなければならない。」としているのみで、具体的規定はありませんが、現実には、税法が定めている法定耐用年数等の計算により償却費を算定しています。

減価償却の記帳方法としては「直接法」と「間接法」の2つがあり、減価償却累計額は間接法の場合に使用します。

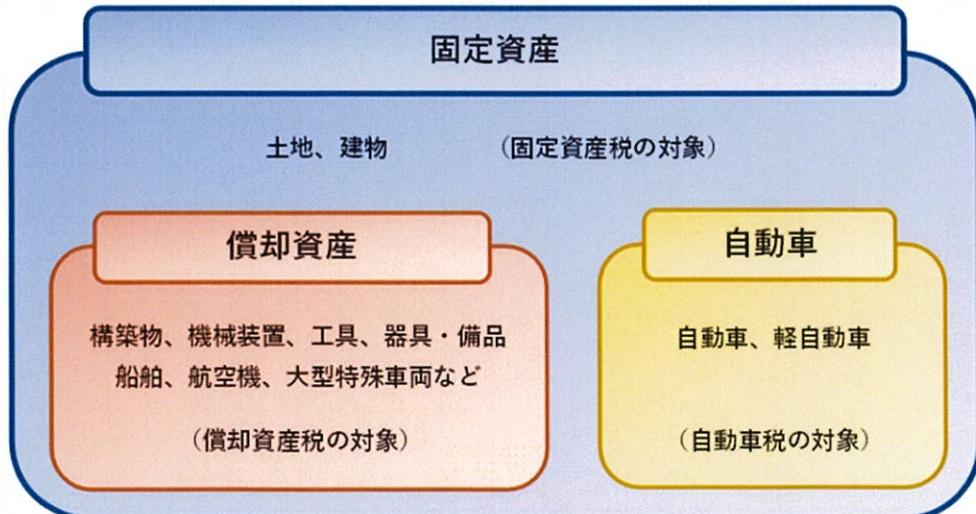
建物取得価額 5,000,000 円 (減価償却累計額 460,000 円)	当期の償却予定額 390,000 円
<b>(直接法)</b>	
減価償却費 390,000 円	建 物 390,000 円
<b>(間接法)</b>	
減価償却費 390,000 円	建物減価償却累計額 390,000 円



#### 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

	少額減価償却資産の取得価額の損金算入	少額減価償却資産の取得価額の損金算入	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入
適用法人等	白色申告法人も対象 企業規模の制約なし	白色申告法人も対象 企業規模の制約なし	青色申告法人のみ 一定の中小企業者
取得価額	10万円未満又は 使用可能期間1年未満	20万円未満	30万円未満
適用限度額	なし	なし	年300万円以下
損金算入方法	事業共用時に 全額損金経理	事業共用年度以後に 3年間の均等償却	事業共用時に 全額損金経理
申告要件等	なし	あり(申告書記載)	あり(明細書添付) 適用額明細書に記載
償却資産税の課税対象	対象外	対象外	課税対象

※償却資産とは、固定資産のうち土地・建物および自動車を除いた資産。



#### (4) 資本的支出と修繕費

固定資産の修理をした場合には、そのすべてが修繕費という経費に該当するとは限りません。場合によっては経費とは認められず、固定資産の資本的支出と判断されることがあります。では、「修繕費」と「資本的支出」には、どのような違いがあるのでしょうか。

##### ①修繕費は原状回復のための費用

修繕費は、建物や機械などの資産を元の状態に戻す「原状回復」「維持」のための費用である必要があります。例えば、建物の外壁が一部古くなり、改修工事をすることや、OA機器などが壊れて修理をするなどの費用です。

##### ②資本的支出は価値を増加させた費用

資本的支出とは、修理などをすることにより、その資産の「使用可能な期間を延長」させる場合、その「価値を増加」させる場合の費用のことを指します。つまり、期間延長や価値の増加になる部分については「修繕費」にはあたらないということです。

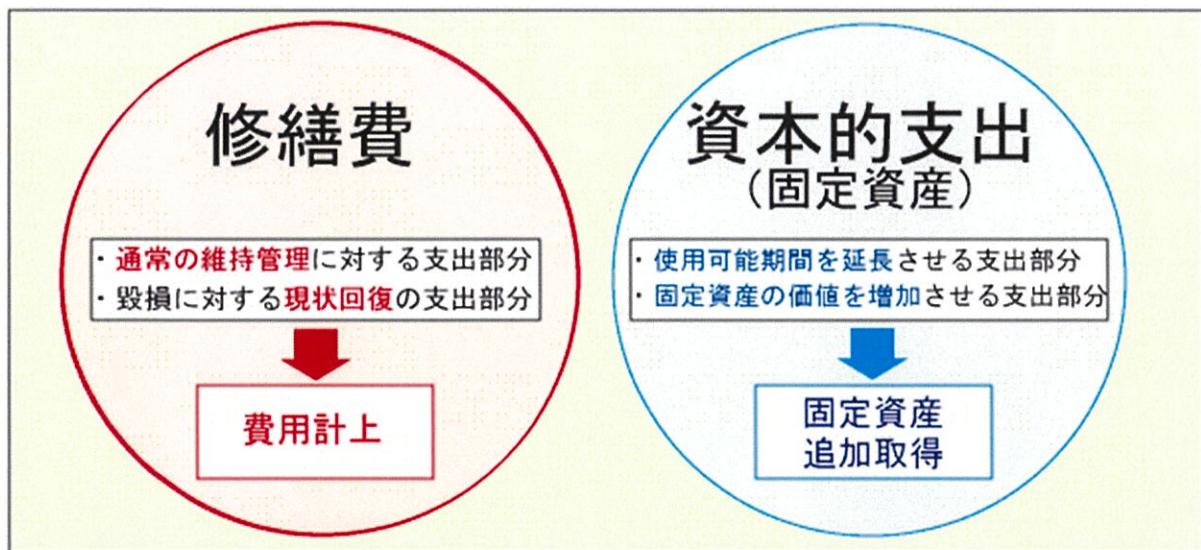
工事発注書の件名が「補修工事」や「改修工事」であったとしても、

- ・工事することによって価値が増加している
- ・工事することによって使用できる期間が延長している

という内容であれば修繕費ではなく固定資産の資本的支出と判断されます。

具体的には次のような場合が資本的支出となります。

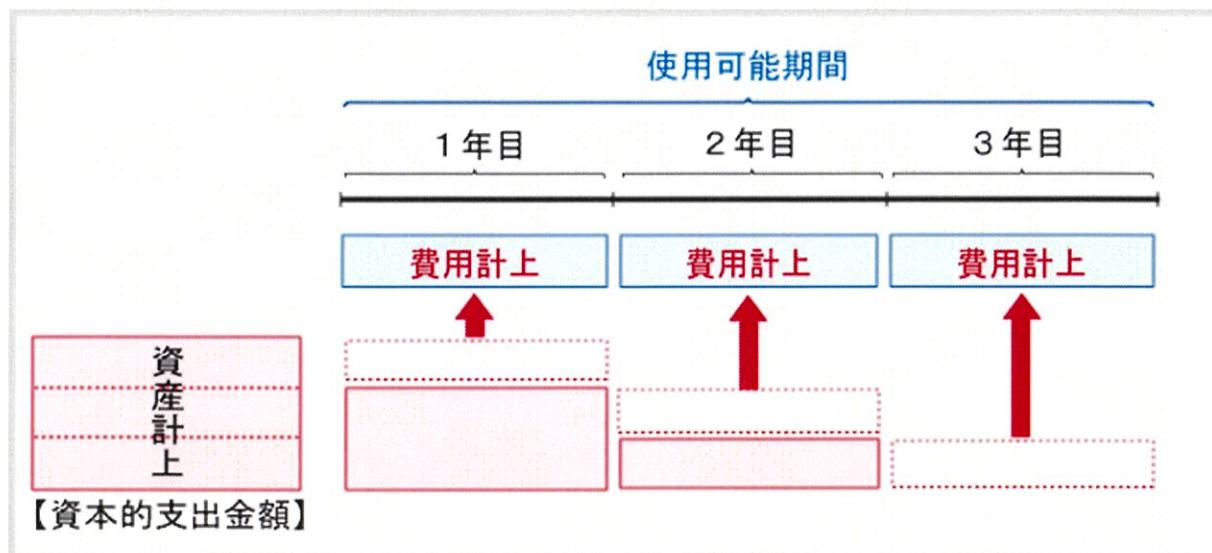
- ・建物に非常階段を取り付けた。
- ・建物の用途を変更するために模様替えを行った。
- ・機械の部品を特に高性能のものに取り換えた場合の通常の部品の差額。



「修繕費」として計上できる場合には、「支出があった会計年度」において、「支出金額」を「費用」とすることができます。

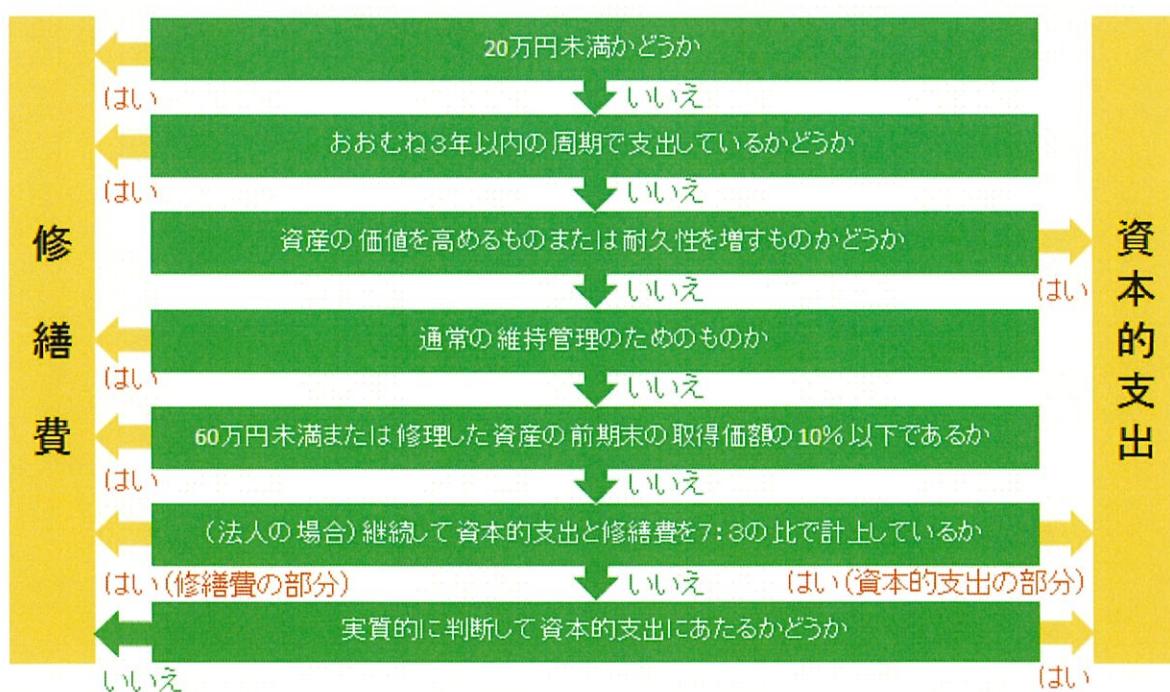
他方、「資本的支出」となる場合には、「支出があった会計年度」においては、一旦「支出金額」を「有形固定資産」等の「資産」として計上し、固定資産を新規に取得した場合と同様

に、「減価償却という方法」により、「使用可能期間にわたる会計年度に按分して、費用計上する」ことが必要となります。



#### (5) 「修繕費」に対する税務上の規定（実質判断が不要となる規定）

資本的支出か修繕費か明らかでないものがある場合、次の着眼点によっておおよその判定ができます。



## 講座 13

## 組合の財産目録について

### 財産目録様式例

#### 財　　産　　目　　録

令和　年　月　日

円

#### 一　資産の部

##### I　流動資産

###### 1 現金及び預金

(1) 現金		× × ×
(2) 預金	①当座預金 ○○口	× × ×
	②普通預金 ○○口	× × ×
	③定期預金 ○○口	× × ×
		計 × × ×
	流動資産計	× × × ×

##### II 固定資産

###### i 有形固定資産

###### 1 建物及び建物付属設備

(1) 建物	取得価額	償却累計額	期末簿価	
① 事務所	× × ×	× × ×	× × ×	
② 工場	× × ×	× × ×	× × ×	計 × × ×
	有形固定資産計			× × × ×
	固定資産計			× × × ×
	資産合計			× × × × ×

#### 二　負債の部

##### I　流動負債

###### 1 支払手形

(1) 支払手形	○○事業	○○通	× × ×
2 その他短期負債			× × ×
	流動負債計		× × × ×

##### II 固定負債

###### 1 長期借入金

(1) 商工中金○○支店	○○事業	× × ×	
(2) ○○銀行○○支店	○○事業	× × ×	計 × × ×
	固定負債計		× × × ×
	負債合計		× × × × ×

#### 三 正味資産の部

##### I　正味資産

× × × ×

## 1 財産目録の作成と留意すべき事項

財産目録は、全ての資産及び負債の内容を詳細に表示説明したもので、積極財産たる資産の内容を示し、それから消極財産である負債の内容を控除して、正味財産を表示します。

## 2 決算書類としての「財産目録」



中小企業等協同組合法第105条の2において、組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から2週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分案又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならないと規定されています。しかし、会社法上、株式会社は財産目録を作成していないため、協同組合においても省略は可能でしょうか？



A 財産目録が初めて法律上の制度として取り入れられたのは、債権者保護、具体的には支払能力の判断材料としてのことであり、貸借対照表は、単に財産目録の要約表と考えられていました。しかし、近代の企業会計に於いては損益計算が重要視されるにつれ、財産目録は貸借対照表に記載された資産及び負債の明細表としての意義を持つのみとなりました。現在の商法に於いては、会社の決算書類として財産目録を作成することを要求しておらず、会社の清算、破産、会社更生手続開始の場合等に作成すべきものとしているに過ぎません。しかし、中協法では決算関係書類として、財産目録が第40条で定められているので、その作成を省略することは許されません。



その作成方法について教えて下さい



A 財産目録は、すべての資産及び負債の内容を詳細に表示説明したもので、積極財産たる資産の内容を示し、それから消極財産である負債の内容を差引いて、正味財産を表示します。財産目録の各科目の内容に付すべき価額については、時価によるべきとの意見もありますが、現在のところ通常作成されている財産目録は、貸借対照表の帳簿価額を転記し、正味財産額を貸借対照表の自己資本額に一致させる表示方法がとられています。その様式については「経理基準」を参考に、組合の実状に応じて作成すればよいでしょう。

(組合法)

**第四十条** 組合は、主務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

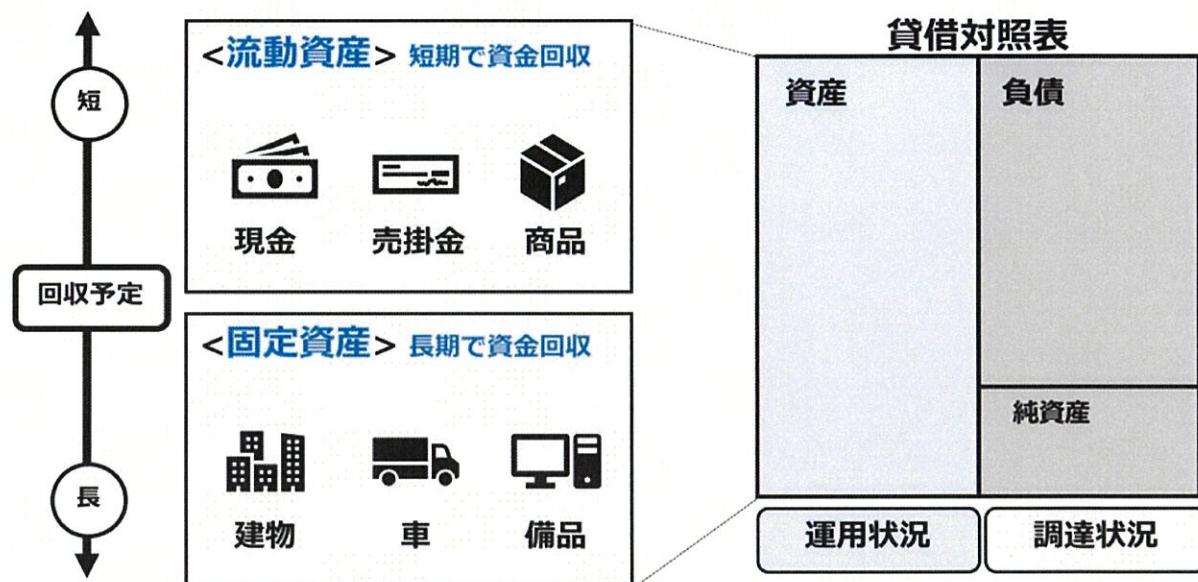
2 組合は、主務省令で定めるところにより、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書を作成しなければならない。

## 講座 14

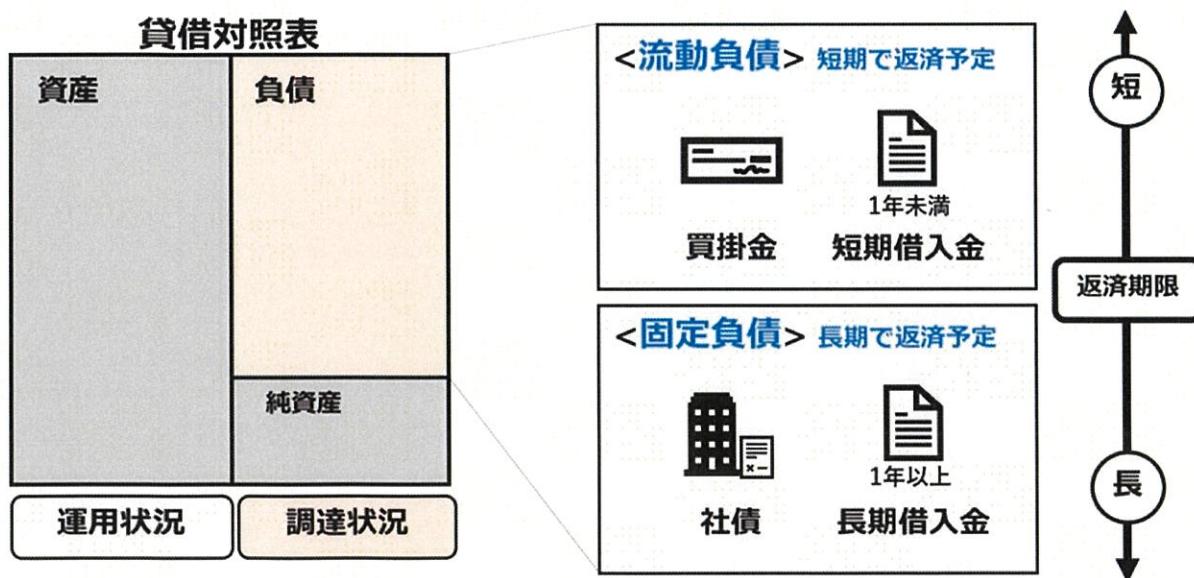
## 決算書の作成（貸借対照表）

一定時点における企業の資産、負債及び資本の状態（財政状態）を示す計算表を貸借対照表といいます（バランスシート（Balance sheet、略称B/S））。財政状態とは、一定時点における企業資本の運用形態である資産と、その調達源泉である負債、資本（純資産）の構成を示すことをいいます。

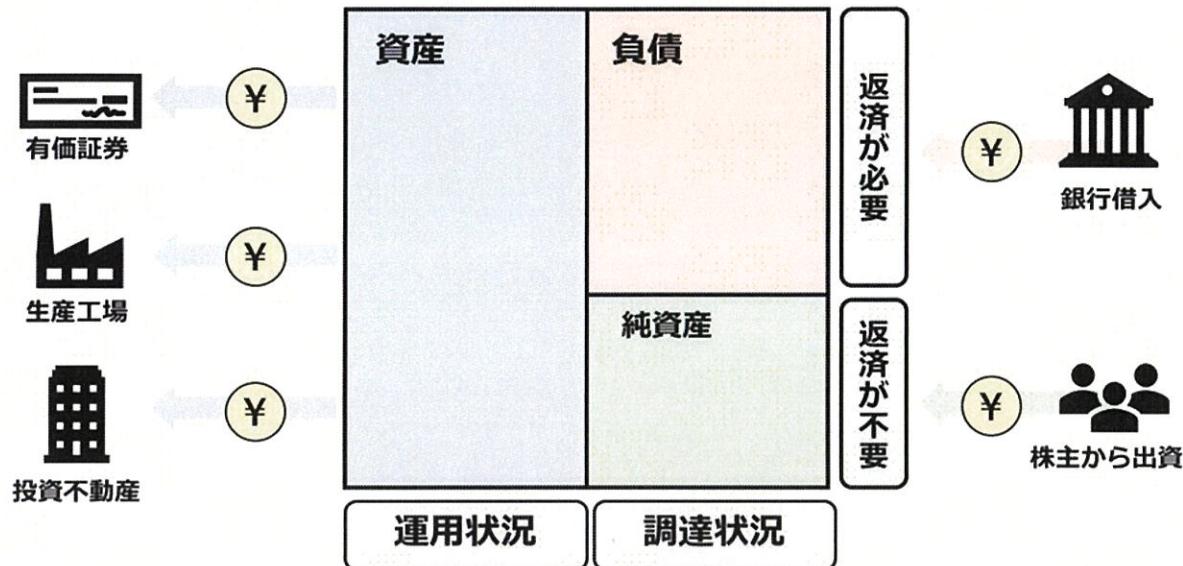
- [資産]とは、企業が所有する現金や銀行への預貯金・商品・土地建物・備品等の有形の財産や、将来回収する予定の売掛金・貸付金等の無形の債権をいいます。



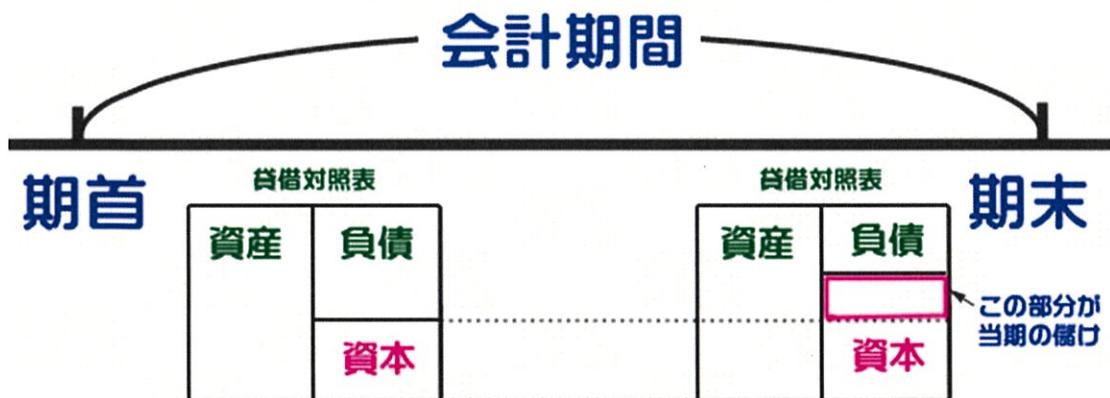
- [負債]とは、将来支払わなければならない買掛金、借入金等の債務をいいます。負債があるということは将来資産が減るということを意味します、よって“マイナスの資産”とも言えます。



- [純資産] とは、商売または事業を始めた時の出資額（元入れ）分とその後の増加した分です。資産の総額から負債の総額を差引いた差額ということになります。[純資産] については、2006年（平成18年）の新会社法施行により、[資本] から [純資産] と読み替えることになりました。



貸借対照表で利益を算出する方法は、企業活動の結果によりいくら純資産（資本）が増加したのか、つまり、期末資本と期首資本との差額で算出することになります。このように、期末資本と期首資本との差額として利益を算定する方法を『財産法』といいます。資本とは正味資産ですので、資産の裏付けのある利益を計算できるという長所があります。



しかし、期首資本と期末資本とを比べ、その増加した部分が利益だと言われても、「その利益は、どういった原因でもたらされたのか」という利益の発生原因は明らかになりません。この問題点を解決する方法として、利益を算出する方法が損益計算です。

### 損益計算書（収益 - 費用 = 利益）

期首から期末の間に発生した収益と費用を、対応させる形式で表示することにより、利益の発生原因を明らかにすることができます。

## 講座 15

## 組合決算書式（貸借対照表）

協同組合の貸借対照表（勘定式）

○○○協同組合

## 貸 借 対 照 表

○○年3月31日現在

(単位：円)

(一 資産の部)		(二 負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
現 金	350	買 掛 金	5,200
預 金	10,300	短期借入金	4,000
売 掛 金	5,300	未 払 金	750
商 品	820	預 り 金	130
貯 藏 品	80	未払法人税等	950
貸 付 金	4,000	未払消費税等	400
貸倒引当金	△ 10	仮受賦課金	300
流動資産計	20,840	流動負債計	11,730
II 固定資産		II 固定負債	
1 有形固定資産		長期借入金	16,000
建 物	11,400	退職給与引当金	2,000
車両	1,400		
備 品	300	固定負債計	18,000
土 地	14,000		
有形固定資産計	27,100	負債合計	29,730
2 無形固定資産		III 純資産の部	
電話加入権	100	I 組合員資本	
無形固定資産計	100	i 出資金	12,400
		出資金計	12,400
3 外部出資その他の資産		ii 利益剰余金	
関係先出資金	100	1 利益準備金	2,600
その他有価証券	2,000	2 その他利益剰余金	
外部出資その他の資産計	2,100	(1) 教育情報費用繰越金	50
固定資産計	29,300	(2) 組合積立金	
		① 特別積立金	2,600
III 繰延資産		② 施設修繕積立金	400
公共施設負担金	320	(3) 当期末処分剰余金	
償却累計額	△ 60	① 当期純利益額	1,905
繰延資産計	260	② 前期繰越剰余金	715
		その他利益剰余金計	5,670
		利益剰余金計	8,270
		組合員資本計	20,670
		II 評価・換算差額等	0
		純資産合計	20,670
		負債及び純資産合計	50,400
資産合計	50,400		

## 1 貸借対照表作成上の留意事項

貸借対照表は、継続的な会計帳簿の記録から誘導的に作成されるもので、一定の日時における組合の財政状態を明らかにする資産、負債、純資産の対照表である。

貸借対照表に記載される資産の価額は、原則として当該資産の処分価額ではなくて取得価額であり、その貸方は組合資本の調達源泉を示し、その借方はその資本の運用状況を示すもので、これが組合の財政状態を表示するといわれるゆえんである。

貸借対照表を作成するに当たっては、企業会計原則に準拠しなければならないが、組合会計における剩余金の配当、持分の計算、加入金、事業別会計等、特殊な会計が必要になる。組合会計基準は、これらの会計に対して一定の基準を示している。

貸借対照表は、組合法規則第57条～第62条に記載すべき内容が規定されている。

- (1) 貸借対照表の様式は、組合法規則84条から95条までの規定により定められている。
- (2) 従前の「資本の部」は「純資産の部」に変わっている。
- (3) 純資産の部をさらに「組合員資本」と「評価・換算差額等」に区分された。
- (4) 組合員資本は、出資金、未払込出資金、資本剰余金、利益剰余金に区分するが、未払込出資金は組合法29条が適用される設立時に発生する科目であるから、設立時に発生しないなければその後はできないので、未払込出資金がない組合は「未払込出資金」の区分を設けなくてもよい。
- (5) 貸借対照表を作成するに当たっては、企業会計原則に準拠しなければならないが、組合会計における剩余金の配当、持分の計算、加入金、事業別会計等、組合固有の特殊な会計が必要になる。

組合法規則71条には用語の解釈及び規定の適用に関して、一般に構成妥当と認められる企業会計の基準、その他の会計の慣行を斟酌することが規定されており、この「その他の会計の慣行」のなかに組合会計基準の内容が含まれていると解される。

Q

通常総会に要する費用を、収支予算上では、年度末の費用として計上しておき、会計上も総会に要する費用を年度末の未払費用として処理しておきたいのですが、税務上の取扱いについて教えて下さい。

A

税務上における損金認容の基準は、その費用の発生がその年度の収益に対応して、その年度に帰属していることが明らかでなければなりません。加えて、税法に定める引当金、準備金の繰り入れを除き、貸借対照表上の負債に計上される未払費用は、その年度終了の日ににおいて、その債務が確定していることが原則とされています。  
したがって、予算執行上の要請から、当年度の決算案承認の通常総会費用を、年度末において、債務が未確定であるにも拘らず、それを費用として計上しても、税務上の損金とは認められません。

## 講座 16

## 決算書の作成（損益計算書）

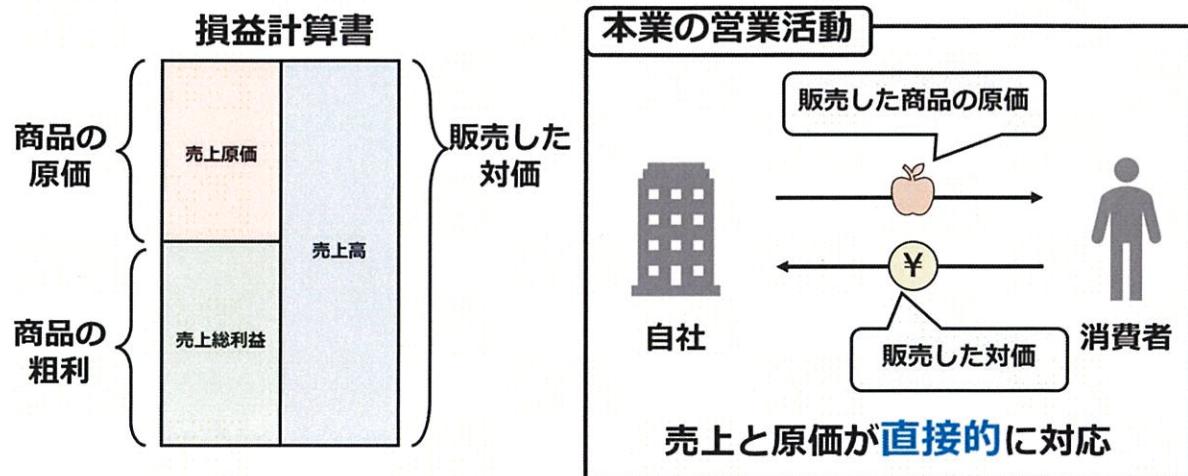
### 《 損益計算書 》

一定期間の収益と費用を明らかにし、企業の経営成績を報告する計算書を損益計算書といいます。（Profit and Loss Statement P/L と略される場合があります。）

損 益 計 算 書		
	自 年4月1日 至	年3月31日 (単位:千円)
I 売上高		5,000
II 売上原価		
1. 期首商品棚卸高	500	
2. 当期商品仕入高	3,000	
合 計	3,500	◀
3. 期末商品棚卸高	600	2,900
① 売上総利益		2,100
III 販売費及び一般管理費		
1. 給料	1,100	
2. 貸倒引当金繰入	40	
3. 減価償却費	160	1,300
② 営業利益		800
IV 営業外収益		
1. 受取利息	60	
2. 有価証券利息	20	80
V 営業外費用		
1. 支払利息	10	
2. 有価証券評価損	30	40
③ 経常利益		840
VI 特別利益		
1. 固定資産売却益		500
VII 特別損失		
1. 火災損失		740
④ 税引前当期純利益		600
法 人 税 等		240
⑤ 当期純利益		360

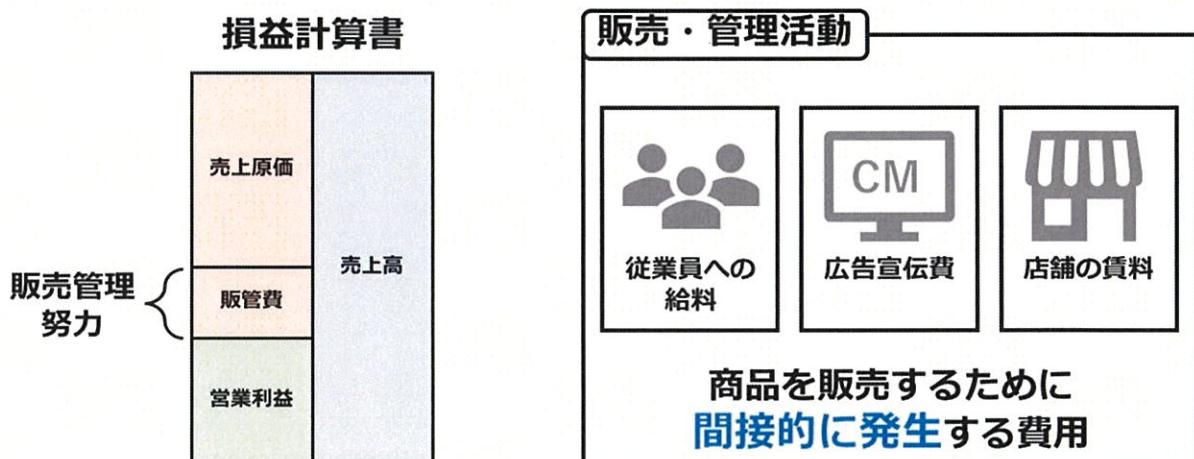
売上総利益を見る  
と、どれだけの「付加価値」をつけて商品を販売できたのか分かります。

### ①売上総利益



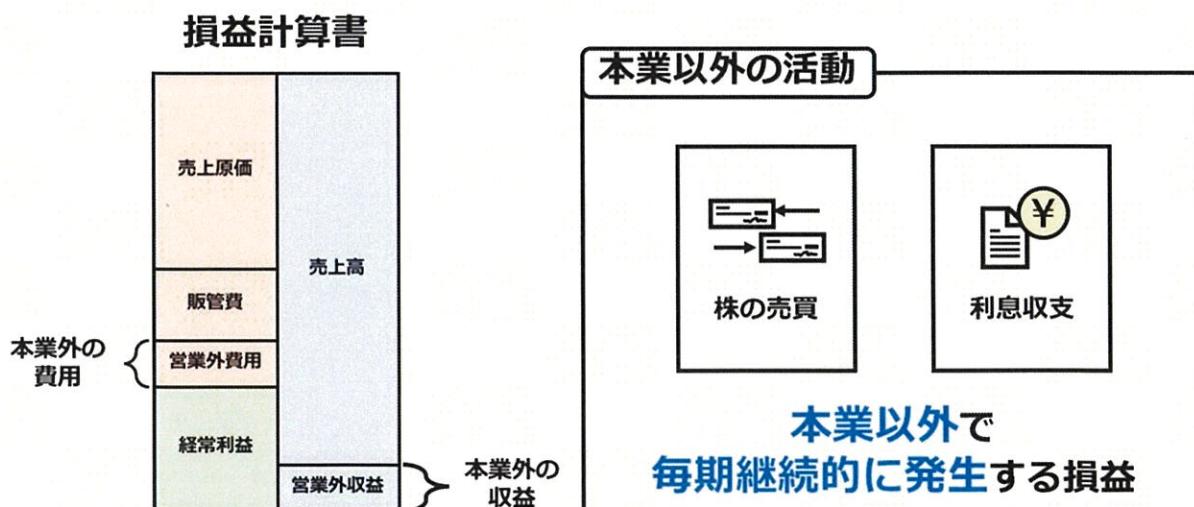
売上総利益とは、本業の利益です。売上高から売上原価を差し引いて算出されます。

### ②営業利益



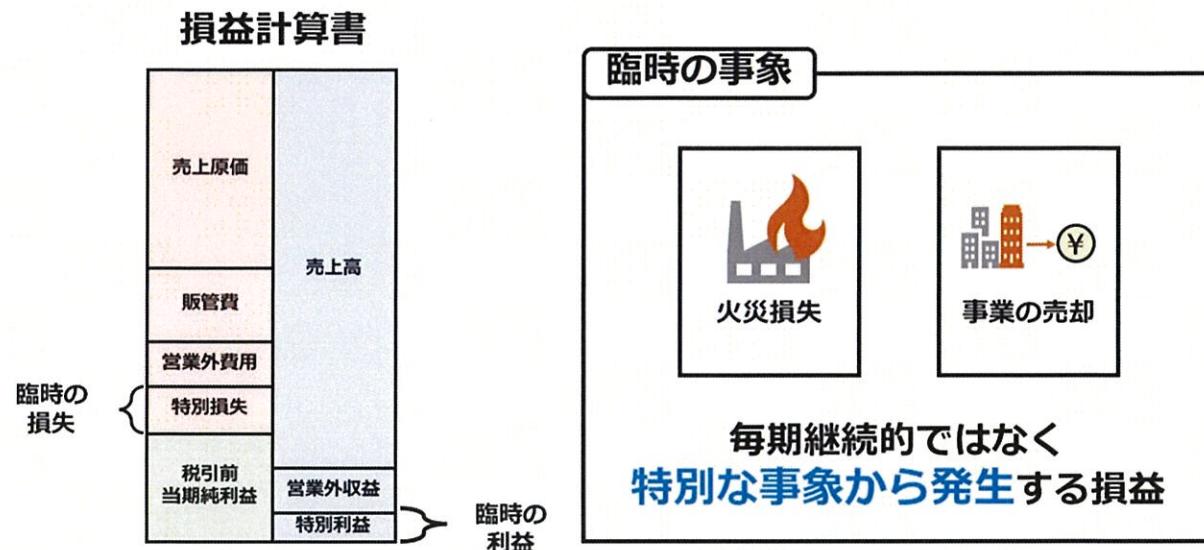
営業利益は売上総利益から販売費および一般管理費（以下、販管費）を差し引いて算出されます。販管費は売上総利益を獲得するために、どれだけ企業が努力したのかを表示する項目です。

### ③経常利益

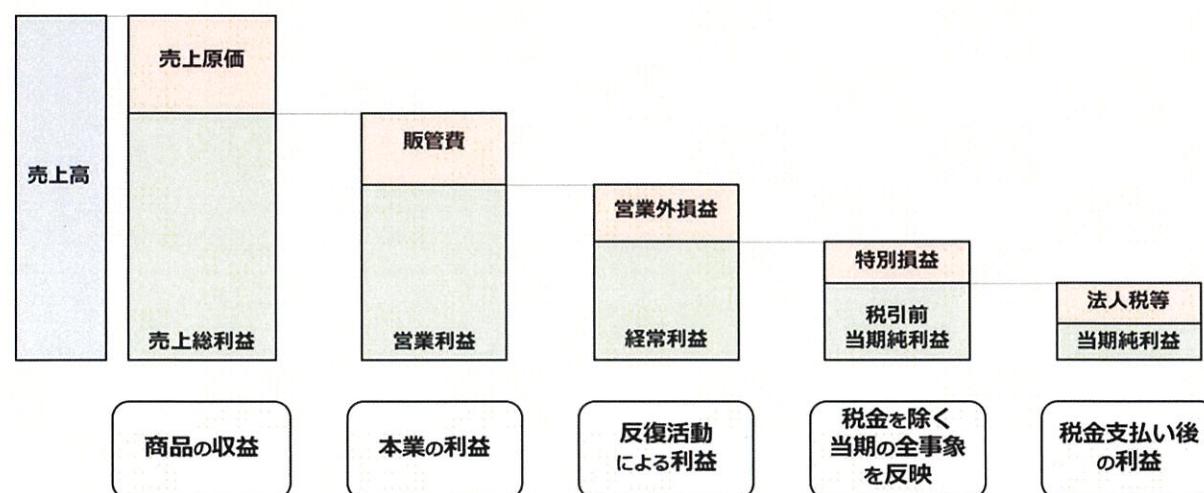


本業で獲得した利益に、本業以外で獲得した収益と費用を加算して算出されます。  
毎期反復的に継続して行われる活動により獲得した利益のため、会社の実力が一番反映されるといわれています。

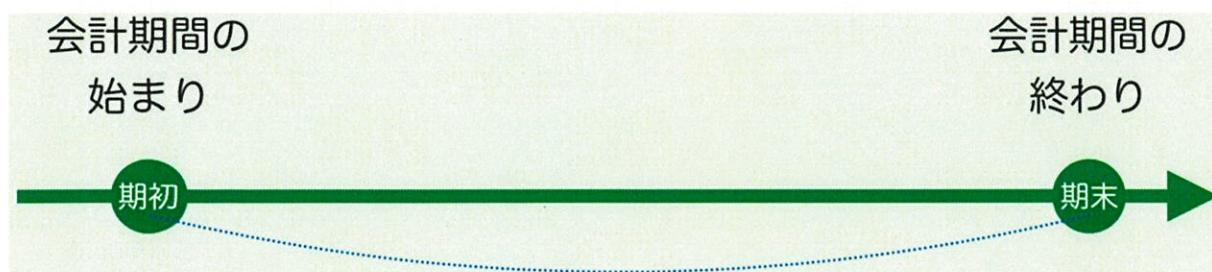
#### ④税引前当期純利益



#### ●各種利益まとめ



#### ●損益計算書まとめ



以上のように損益計算書とは、特定期間における会社の経営成績を表します。  
また、その成績表から、会社が利益を獲得するために、どのような努力をしたのかを読み取ることができます。

# 講座 17 組合の決算書式（損益計算書）

○○○協同組合

## 損 益 計 算 書

自 ○○年4月 1日  
至 ○○年3月31日

(単位：円)

(三) 事業費用の部		(一) 事業収益の部	
共同購買事業費用		共同購買事業収益	
売上原価	40,000	組合員売上高	47,000
直接経費	3,000	員外売上高	6,000
金融事業費用		金融事業収益	
支払利息	100	貸付利息	120
直接経費	10	貸付手数料	60
教育情報事業費用		教育情報事業収益	
750		教育情報賦課金収入	1,000
福利厚生事業費用		仮受賦課金戻入	200
1,500		仮受賦課金繰入	△ 300
事業費用合計	45,360	福利厚生事業収益	900
事業総利益金額	12,520	事業収益合計	1,300
事業収益合計	55,380		
(四) 一般管理費の部		(二) 賦課金等収入の部	
一般管理費		賦課金等収入	
1 人件費		一般賦課金収入	2,000
役員報酬	2,000	特別賦課金収入	500
職員給料	4,500	賦課金等収入合計	2,500
退職引当金繰入	100		
福利厚生費	300		
2 業務費			
旅費交通費	180		
通信費	160		
総会費	530		
会議費	360		
事務用品費	100		
印刷費	75		
車両費	135		
関係団体負担金	110		
交際費	120		
減価償却費	300		
雑費	75		
3 諸税負担金			
租税公課	60		
消費税等	400		
一般管理費合計	9,505		
事業利益金額	3,015		
(六) 事業外費用の部		(五) 事業外収益の部	
事業外費用		事業外収益	
支払利息	190	受取利息	20
貸倒引当金繰入	5	受取配当金	48
雑損失	35	協賛金収入	110
事業外費用合計	230	事業外収益合計	178
経常利益金額	2,963		
(八) 特別損失の部		(七) 特別利益の部	
特別損失		特別利益	
固定資産売却損	120	固定資産売却益	12
特別損失合計	120	特別利益合計	12
税引前当期純利益金額	2,855		
税等			
法人税等	950		
税等合計	950		
当期純利益金額	1,905		



組合の経理事務を担当することになりました、留意点を教えて下さい

A

協同組合は、組合員の経済活動の助成機関であるところにその使命があり、組合と組合員との関係は商人のようにその取引が投機的、思惑的な要素をもつものではなく、組合員の代行機能を営むものです。したがって、その計算も組合員に帰属する考え方でなければならぬという点に、組合経理の特異性があります。

組合経理を処理するに当たっての一般的な留意点は次のようになります。

- (1) 協同組合は、その事業ごとに区分計算を行うように注意し、事業ごとに損益が検討できること。
- (2) 協同組合は、手数料と賦課金によって賄うのを本来の趣旨とするものですから、運営上の収支を十分に考慮して、予算統制による管理を行うようにすること。
- (3) 協同組合は、財務管理を徹底すること。

以上の点は、協同組合の特殊な性格からも是非実行したいものです。特に事業ごとの区分計算と予算の統制は重要となります。

## 1 損益計算書作成上の留意事項

損益計算書は、一事業年度の損益をその発生源泉別に収益と費用を対応して示し、組合の経営成績を表示しようとするものであるが、単に経営成績を明らかにするにとどまらず、将来の経費の節約、収益の増加を図る参考指針として重要であるばかりでなく、利害関係人にとっては、組合の損益状況を観察するための書類である。

組合会計は、企業会計原則に準拠し、さらに組合会計における剰余金の配当、持分計算、加入金、事業別会計等の特殊な会計が必要となる。

- (1) 損益計算書の様式は、組合法規則 97 条から 105 条までの規定により定められている。
- (2) 会社等営利法人の売上高は、組合では事業収益と賦課金等収入に区分する。
- (3) 会社等営利法人の売上原価は、組合では事業費用とされる。
- (4) 会社等営利法人の売上総利益金額は、組合では事業総利益金額とされる。
- (5) 従来の「事業間接費及び一般管理費」の区分は、事業間接費が、事業費用に含まれることから「一般管理費」だけの区分になった。
- (6) 損益計算書を作成するに当たっては、企業会計原則に準拠し、さらに組合会計における剰余金の配当、持分計算、加入金、事業別会計等の特殊な会計が必要である。

組合法規則 71 条には用語の解釈及び規定の適用に関して、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準、その他の会計の慣行を斟酌することが規定されており、この「その他の会計の慣行」のなかに組合会計基準の内容が含まれていると解される。

## 2 賦課金・使用料・手数料・特別分担金

組合は組合員のために各種の事業を行いますが、事業は経済事業と非経済事業に区分されます。組合は経済事業であっても営利を目的として行うことは許されず、あくまで組合の事業を通じて組合員の利益を増進しなければならないとされています。

したがって、組合という事業主体は、その事業を行うに必要な費用を組合員より使用料や手数料として徴収し、事業活動それ自体から利益を上げないようにするのが原則です。組合員より徴収する使用料や手数料の算定に当たっては、従量制、回数制、時間制等の基準が採用されており、組合員が事業から受ける利益に応じて負担する、応益負担の原則によるべきものとされます。

この原則が守られないと組合の一部組合員グループの犠牲において、他の一部組合員グループが利益を得ることとなり、組合員平等の原則に反し、組合の永続的な発展が期待できなくなるおそれが生じてきます。

しかし、組合が組合員以外の者の事業参加を認める場合は、組合員よりも高い料率を適用して使用料や手数料を徴収してもよいとされています。組合員以外の利用は、特定の事業における一定の期間を除き原則として組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員の利用分量の総額の20%以内においてのみ認められることとなっています（組合法第9条の2）。

賦課金について、「組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。」（組合法第12条）と定めている。

また、講習会、研究会などを行う場合、参加組合員より実費として参加料を徴収するのが通例です。これらの実費支弁による収入は講習参加料等として事業収入に算入することとし、賦課金と区別することが必要です。

### 3 賦課金収入の消費税の取扱い

対価を得て行う取引だけが消費税の課税対象とされていますから、いわゆる無償取引は、原則として課税対象外です。この場合の対価については、消費税法で「対価として收受し、または收受すべき一切の金銭または金銭以外の物もしくは権利その他の経済的利益の額」をいうと規定しています。

事業者の多くは、同業者団体や組合に加入し、会費や組合費としてそれなりの負担を求められています。この場合の会費等に対価性はあるのでしょうか。消費税の取扱いでは、「その判定が困難なものにつき、継続して、同業者団体、組合等が資産の譲渡等の該当していないものとし、かつ、その会費等を支払う事業者側がその支払を課税仕入に該当しないこととしている場合には、これを認める」ことにしています。

受取側の課税売上げは、支払側の課税仕入れになるという関係にあるわけですが、お互いに課税取引としていなければ、税務上も問題にしないということです。このため、一般には、「通常会費」は対価性がないものとして処理している例がほとんどです。

なお、会費等について、団体や組合側が、対価性がないものとして扱うときは、会員や組合員にその旨を通知することとされています。

**Q** 賦課金に関する消費税法上の取り扱いについて、組合員から徴収している賦課金が消費税の課税対象になるか・否かを教えて下さい。

**A** 組合の賦課金は、従来から「組合が通常の業務運営のために経常的に要する費用をその

組合員に負担させ、その組合の存立を図るというような、いわゆる通常の組合費については、「資産の譲渡等の対価に該当しないもの（消費税の課税対象外）として取り扱っても差し支えない」ことになっています。しかしながら、賦課金といつてもその性格は様々であり、「資産の譲渡の対価に該当するかどうか」の判定が困難なことが多いため、貴組合でもお困りのことと思います。通達によると、「資産の譲渡の対価に該当するかどうかの判断が困難な」組合は、通達を適用して、組合が「消費税の課税対象外」とする旨を、組合員に通知すれば良いことになりました。なお、組合員への通知の方法は、この通達には記載してありませんが、個別文書・通常総会の資料・請求書・領収書・振込依頼書等に記載する方法が考えられます。その事例は、次の通りです。

(1) 総会議案書への記載例

第 号議案経費の賦課及び徴収方法決定の件

(2) 請求書・領収書への記載例

（例えばゴム印で捺印）消費税課税対象外 消費税課税対象

(3) 振込依頼書への記載例

○○○賦課金は課税対象外として取り扱うから、組合員は課税仕入れにはならない。

**Q** 当組合の創立 10 周年に当たり、組合名の入った記念品を贈りたいと思いますが、税務上の取扱いを教えて下さい。

**A** 国税庁は創立記念に際して、従業員に支給する記念品の非課税範囲について、処分見込価額で 5,000 円とされていた取扱いを 10,000 円（税抜き）に引上げることとし、その旨各國税局に通達し、昭和 60 年 9 月以降の支給分から適用しています。

この結果、組合が役員を含む従業員に対し、創立記念、増資記念、会館完成記念又は合併記念等に際して支給する記念品（現物に代えて支給する金銭は含まない。）で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては課税しなくとも差支えないことになっています。

(1) その支給する記念品が社会通念上記念品としてふさわしいものであり、かつ、そのものの価額（処分見込価額により評価した価額）が、10,000 円（税抜き）以下のものであること。

(2) 創立記念のように、一定期間ごとに到来する記念日に際し支給する記念品については、概ね 5 年以上の期間ごとに支給すること。

●創業記念品や永年勤続表彰記念品の支給をしたとき

創業記念で支給する記念品や永年にわたって勤務している人の表彰に当たって支給する記念品などは、次に掲げる要件をすべて満たしていれば、給与として課税しなくてもよいことになっています。なお、記念品の支給や旅行や観劇への招待費用の負担に代えて現金、商品券などを支給する場合には、その全額（商品券の場合は券面額）が給与として課税されます。また、本人が自由に記念品を選択できる場合にも、その記念品の価額が給与として課税され

ます。

## 1 創業記念などの記念品

- (1) 支給する記念品が社会一般的にみて記念品としてふさわしいものであること。
- (2) 記念品の処分見込価額による評価額が1万円（税抜き）以下であること。
- (3) 創業記念のように一定期間ごとに行う行事で支給をするものは、おおむね5年以上の間隔で支給すること。

## 2 永年勤続者に支給する記念品や旅行や観劇への招待費用

- (1) その人の勤続年数や地位などに照らして、社会一般的にみて相当な金額内であること。
- (2) 勤続年数がおおむね10年以上ある人を対象としていること。
- (3) 同じ人を2回以上表彰する場合には、前に表彰したときからおおむね5年以上の間隔があいていること。



当組合では、新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、国や地方公共団体から助成金等の交付を受けました。この助成金等はいつの事業年度の収益の額として計上する必要がありますか。

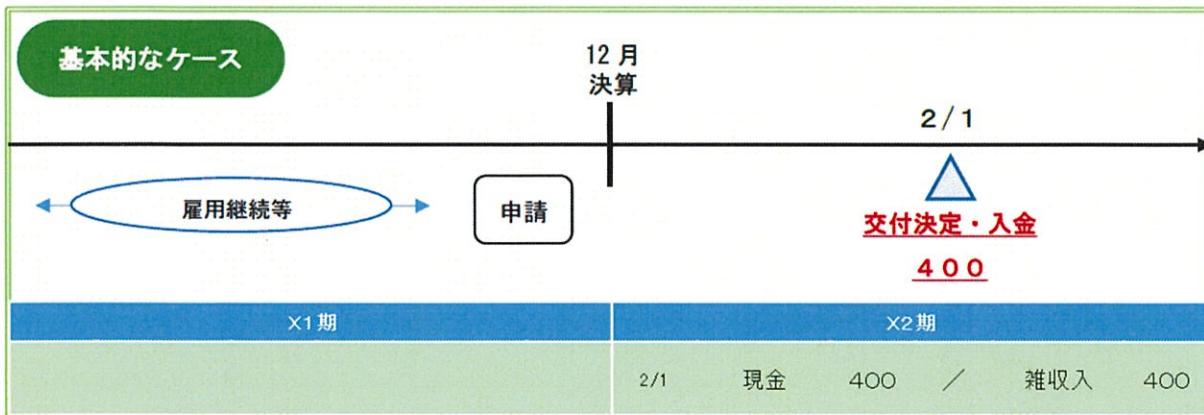


ご質問の助成金等の収益計上時期については、個別の助成金等の事実関係によって、次のとおり、様々な時期が考えられます。

### 【基本的な考え方】

法人税の所得金額の計算上、ある収入の収益計上時期は、原則として、その収入すべき権利が確定した日の属する事業年度となります（法人税法22条2項、4項）。

ご質問の助成金等については、国や地方公共団体により助成金等の交付が決定された日に、収入すべき権利が確定すると考えられますので、原則として、その助成金等の交付決定がされた日の属する事業年度の収益として計上することとなります。

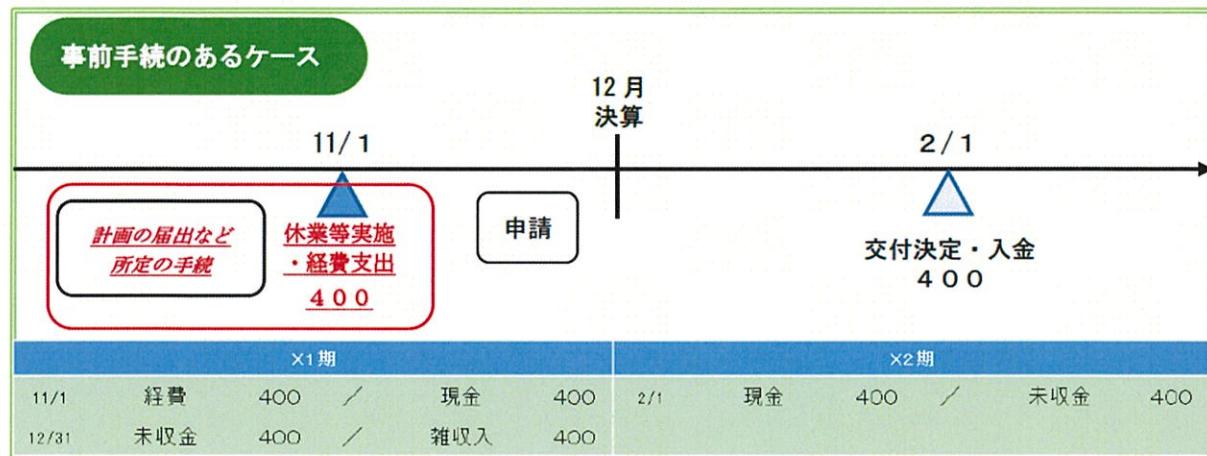


### 【特定の経費を補填するもの】

ただし、その助成金等が、経費を補填するために法令の規定等に基づき交付されるものであり、あらかじめその交付を受けるために必要な手続（※1）をしている場合には、その経費

が発生した事業年度中に助成金等の交付決定がされていないとしても、その経費と助成金等の収益が対応するように、その助成金等の収益計上時期はその経費が発生した日の属する事業年度として取り扱うこととしています（法人税基本通達2-1-42）。

※1 必要な手続とは、例えば、休業手当について雇用調整助成金を受けるための事前の休業等計画届の提出などが該当しますが、新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置により、事前の休業等計画届の提出は不要とされています。その場合の雇用調整助成金の収益計上時期は、原則として、交付決定日の属する事業年度となります。ただし、事前の休業等計画届の提出が不要の場合であっても、交付申請を行っており、交付を受けることの確実性が認められ、経費が発生した日の属する事業年度に会計上も収益計上しているときには、税務上もその処理は認められると考えられます。



Q 組合が生活困窮者等に自社製品等を提供した場合の取扱い

当組合では、新型コロナウイルス感染症に関連して、今般の感染症の流行が終息するまでの間の緊急支援の取組として、自社製品（食料品）を学童保育施設、子供食堂、社会福祉施設、生活困窮者支援団体、フードバンク活動を行う団体などに対して無償で提供し、施設へ通う子供たちや生活困窮者等への支援を行う予定です。

このような支援のために行った自社製品の提供に要する費用は、法人税の取扱上、寄附金以外の費用として、その提供時の損金の額に算入することができるでしょうか。

A 貴組合が行う自社製品等の提供が、今般の新型コロナウイルス感染症に関する対応として、不特定又は多数の生活困窮者等を救援するために緊急、かつ、今般の感染症の流行が終息するまでの間に限って行われるものであれば、その提供に要する費用（配送に係る費用も含みます。）の額は、提供時の損金の額に算入して差し支えありません（法人税法22条3項、4項）。

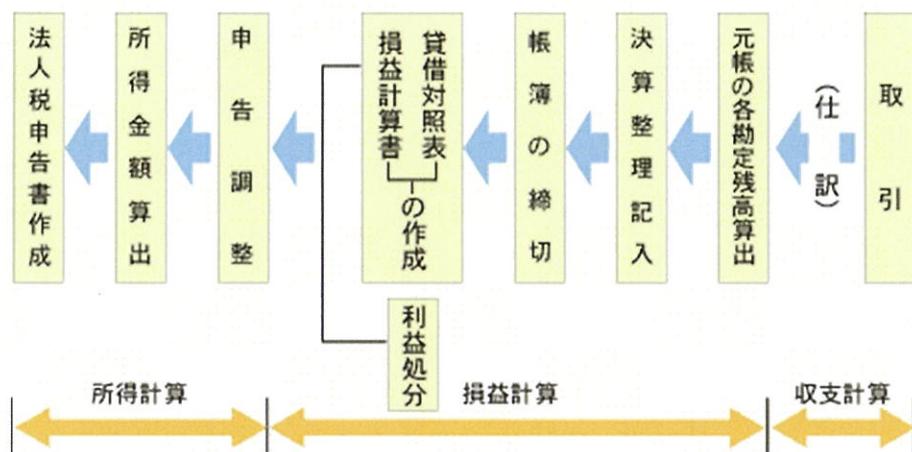
※ 自社製品等には、他から購入した物品やサービスの提供を業務とする法人が行う役務の提供も含みます。

## 講座 18

# 損益計算と所得計算

税務申告は、決算上の利益に基づいて所得計算を行い、申告納税額を算出する一連の手続きです。まず法人税の課税標準である課税所得を算出することにあります。

損益計算書に書かれている組合の利益（決算利益）は、簿記の手順に従って、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準によって算定されます。この損益計算書で示される組合の利益は総会の承認を受けなければ確定しません。税法上の所得金額は、ここで算定された決算利益をもとに、課税の公平を図るために、法人税法の「別段の定め」に従って、修正して計算します。つまり、「別段の定め」にある益金算入、益金不算入、損金算入、損金不算入の部分をプラス（加算）したりマイナス（減算）したりして、組合の利益と所得金額（課税所得）を調整します。



## 当期純利益

### 加算項目

#### 益金算入

企業会計上収益ではないが  
税務上益金の額に算入するもの  
引当金の取り崩しなど

### 減算項目

#### 益金不算入

企業会計上費用であるが  
税務上損金の額に算入しないもの  
法人税・住民税、税務上の限度額を  
超える減価償却費、交際費など

#### 損金算入

企業会計上収益であるが  
税務上益金の額に算入しないもの  
受取配当金など

#### 損金不算入

企業会計上費用ではないが  
税務上損金の額に算入するもの  
利益処分による特別償却準備金など

## 課税所得

## 《練習問題》

次の文章は、組合に関する税法の取扱いを述べたものである。文中の [イ] ~ [ハ] について、語群A~Gの中から最も適切なものを選び、その記号を解答用紙の解答欄に記入しなさい。

1. 法人が、その所属する協会、連盟その他の同業団体等の構成員の有する事業用資産について災害により損失が生じた場合に、その損失の補てんを目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等に基づき合理的な基準に従って当該災害発生後に当該同業者団体等から賦課され、提出した分担金等は、その支出した日の属する事業年度の [イ] の額に算入する。
2. 事業協同組合等は、法人税法上では、 [口] に分類され、公益法人等とは異なり、すべての所得に課税される。
3. 事業協同組合等が金融機関から受ける預金利子は、消費税が非課税であり、事業協同組合等が国等から受ける補助金は、消費税が [ハ] である。

### [語 群]

- |         |          |       |        |
|---------|----------|-------|--------|
| A. 交際費  | B. 協同組合等 | C. 課税 | D. 出資金 |
| E. 公共法人 | F. 不課税   | G. 捐金 |        |

### [解答欄]

イ	口	ハ

### [解 答]

イ	口	ハ
G	B	F



会議費と懇親会費について、会議費に懇親会の費用を含めてはいけないのはなぜですか。



A 会議費は、総会費、理事会費、各種委員会費を指します。懇親会費はそれぞれの会に付随して考えられるものもあり、総会のあとに行われる組合員の懇親会は、むしろ交際費や福利厚生事業の親睦的事業とも思われます。一般管理費や各種事業費のうちの会議費と、交際費、福利厚生事業費の懇親会は区別すべきと考えられます。では、会議に引き続いて行われる食事代等は会議費に含められるのか。会議費のうち税務上の交際費等とされるものが含まれていると、その費用が明確に区分されていない場合、その全額が交際費と判定されます。

## 講座 19 決算書式（剩余金・損失処理案）

### 剩 余 金 処 分 案

自 年 月 日  
至 年 月 日

円

#### I 当期末処分剩余金（又は当期末処理損失金）

1 当期純利益金額	××
（又は当期純損失金額）	(△×)
2 前期繰越剩余金	××
（又は前期繰越損失金）	(△×) ××

#### II 組合積立金取崩額

1 特別積立金取崩額	××	××
------------	----	----

#### III 剩余金処分額

1 利益準備金	××
2 教育情報費用繰越金	××
3 組合積立金	
特別積立金	××
○○周年記念事業積立金	××
役員退職給与積立金	××
4 出資配当金	××
5 利用分量配当金	
共同購買事業配当金	××
○○事業配当金	× × × ×

#### IV 次期繰越剩余金

× × ×

#### (作成上の留意事項)

- (1) 利益準備金、教育情報費用繰越金、組合積立金のうちの特別積立金は、当期純利益金額(繰越損失金がある場合にはこれをてん補した後の金額)をもとに計上すること。
- (2) 出資配当及び利用分量配当は上記処分を行った後に行うこと。
- (3) 商工組合、企業組合、協業組合は、教育情報費用繰越金の処分はない。
- (4) 脱退者への中協法第20条による持分払戻しがあるときは、別に、脱退者持分払戻計算書を作成する。

## 損失処理案

自 年 月 日  
至 年 月 日

円

## I 当期末処理損失金

1 当期純損失額（又は当期純利益金額）	××
2 前期繰越損失金（又は前期繰越剩余金）	<u>××</u> ××

## II 損失てん補取崩額

1 組合積立金取崩額	
特別積立金取崩額	××
○○周年記念事業積立金取崩額	××
役員退職給与積立金取崩額	<u>××</u> ××
2 利益準備金取崩額	××
3 資本剩余金取崩額	×× <u>××</u>

## III 次期繰越損失金

××

## (作成上の留意事項)

- (1) 中協法第56条による出資一口の金額の減少を行い生じた出資金減少差益(定款参考例第54条の減資差益)及び、持分計算の結果出資金に満たない額を払い戻した時に生じる出資金減少差益(定款参考例第14条の減資差益)を、損失てん補に充てるときは、資本剩余金取崩額に表示する。なお、資本剩余金取崩額は、資本準備金項目である加入金、増口金及びその他資本剩余金項目である出資金減少差益、その他の資本剩余金項目に区分して表示することができる。
- (2) 当期末処理損失額が少なく、次期以降の利益でてん補できる見込みのときは、次期以降へ繰越損失金として繰越しても差し支えない。



剩余金処分案の作成に当たって一般的に留意すべき事項について教えて下さい。



A 組合は定款で定める額に達するまで、毎事業年度の剩余金の 10 分の 1 以上を利益準備金として積立て、そして、その定款で定める額は出資総額の 2 分の 1 を下回ってはならず、損失のてん補に充てる場合を除いては、取崩してはならないこととなっています。(組合法第 58 条第 1 項～ 3 項)

又、教育情報事業を行う組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剩余金の 20 分の 1 以上を翌年度に繰り越さなければなりません。さらに、前期からの繰越損失金がある場合には、まずこれをてん補した後、なお剩余がある場合に限り、所定の規定により処分を行うことになっています。

例えば、本年度、100 の利益剩余金が生じたケースについて考えてみると、前期繰越損失がない場合は、100 をベースとして積み立てこととなりますが、前期繰越損失が 30 あった場合には、まずこれをてん補し、つまり 100 から 30 を引いた残りの 70 をベースとして積み立てることとなります。

Q

当組合では、5月に通常総会を開催し、昨年度の決算が承認されました。剩余金処分案では、定款の定めにあるとおり、昨年度の純利益金額から①『法定利益準備金』として1/10以上を積み立て、②『教育情報費用繰越金』として1/20以上を次年度に繰り越し、③『特別積立金』として1/10以上を積み立てることにしています。具体的な仕訳の方法や留意点等はありますか。

剩余金処分案		
自	●年 4月 1日	
至	●年 3月 31日	
I 当期未処分剩余金		(単位：円)
1 当期純利益金額	100,000	
2 前期繰越剩余金	<u>200,000</u>	<u>300,000</u>
II 剩余金処分額		
1 利益準備金	10,000	
2 教育情報費用繰越金	5,000	
3 組合積立金		
特別積立金	<u>10,000</u>	<u>25,000</u>
III 次期繰越剩余金		<u>275,000</u>

A

剩余金処分案にて承認された内容は、総会で承認された後に、適正に経理処理をする必要があります。経理処理をする日付は、総会開催日と同日になります。

借方勘定	金額	貸方勘定	金額
		利益準備金	10,000
当期純利益金額	100,000	教育情報費用繰越金	5,000
		特別積立金	10,000
		繰越利益	75,000

※剩余金の処分は、毎年度の純利益金額(その年度に発生した利益)から処分することになっており、前期繰越利益金額は含みません。

①『法定利益準備金』及び②『教育情報費用繰越金』は、「中小企業等協同組合法第58条」により、③『特別積立金』は、組合定款により、下記のように定められています。

①『法定利益準備金』は、毎年度の純利益金額の1/10以上を出資総額の1/2以上になるまで、積み立てなければなりません。

②『教育情報費用繰越金』は、教育情報事業を実施している組合が、その事業の費用に充てるため、毎年度の純利益金額の1/20以上を次年度に繰り越さなければなりません。

③『特別積立金』は、組合の定款の定めにより毎年度の純利益金額の1/10以上を積み立てなければなりません。

- (1) 組合会計における、剩余金処分は、組合法 58 条第 1 項の準備金及び同条第 4 項の繰越金の積立が法定されており、当期純利益金額（繰越損失を控除した額）の 10 分の 1 以上を法定準備金として、20 分の 1 以上を教育情報費用繰越金として、積み立てることになっている。なお、この積立は、当期純利益金額（繰越損失を控除した額）が、少額であっても積み立てなければならない。
- (2) 法定準備金は、定款で定める額に達するまでは積み立てなければならない（組合法 58 条 1 項）。また、損失のてん補に充てる以外は、取崩ができない（組合法 58 条 3 項）。
- (3) 教育情報繰越金は、組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報に関する事業に充てるため積み立てる繰越金であるから、教育情報事業の実施に従い、取崩して使用する。

Q

剩余金の処分としての「教育情報費用繰越金」の取扱いについて教えて下さい。

A

「教育情報費用繰越金」は定款で法定繰越金といわれ、翌期の教育情報事業のために、当期の剩余金のうち 20 分の 1 以上を翌事業年度に繰り越すよう定められた（組合法第 58 条第 4 項）もので、その会計的性格は、法定利益準備金や特別積立金のように、利益剩余金として組合の資本を構成するものではなく、翌期の費用に充てるための引当金的性格を持つといえます。

通常総会で決算が確定し、剩余金処分が決定したときに（借方）未処分利益剩余金、（貸方）教育情報費用繰越金の仕訳を行います。次に翌期中に「教育情報費用繰越金」として繰り越されている額を全額戻し入れて収益計上します。すなわち（借方）教育情報費用繰越金（貸方）教育情報費用繰越金戻入の仕訳を行います。したがって、この場合は貸借対照表に「教育情報費用繰越金」が表示されません。

又、税務計算上、教育情報費用繰越金戻入は益金に算入されませんから、法人税の所得計算上、確定申告書別表四で減算することが必要となります

- (1) 特別積立金は、定款により、当期純利益金額（繰越損失を控除した額）の 10 分の 1 以上を、損失のてん補に充てるために積み立てる。ただし、定款に特別積立金が出資総額に相当する金額を超える部分については、総会の議決により損失てん補以外の支出に充てることができるよう定めている場合は、支出目的に従い、取り崩して使用する。
- (2) その他の任意積立金は、総会の議決により積み立て、その積立目的の支出に従い、取り崩して使用する。
- (3) 剩余金の配当は、組合法第 59 条により、損失をてん補し、法定準備金と教育情報費

用繰越金を積み立て、さらに定款による積立として特別積立金の積立を行った後に、配当ができることになっている。出資配当金は、組合法 59 条と定款により、年 1 割を超えない範囲内において払込済出資額に応じて行う。

(4) 利用量配当は、組合法 59 条と定款により、組合の事業を利用した分量に応じて行う。利用分量配当は、法人税法第 60 条の 2 により損金算入が認められているが、固定資産の処分による剰余金、員外利用から生じた剰余金、又は協同組合の自営事業から生じた剰余金の部分から利用分量配当をすることは認められていない。



当協同組合の現在の試算によると、当期決算において、若干の利益を計上できる見通しです。については、剰余金処分にあたって留意すべき点を説明して下さい。



剰余金の処分は、準備金の積み立て及び繰越金による内部留保と、出資配当及び利用分量配当による外部流出とに分けられます。

#### ◎積立金について

中小企業等協同組合法第 58 条によると、組合は定款に定める額に達するまでは毎事業年度の剰余金の 10 分の 1 以上を準備金として積み立てなければなりません。そして、その定款で定める額は、出資総額の 2 分の 1 を下回ってはならず、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩してはならないと規定しております。これを法定準備金といい、法律で共同経営体としての組合の健全な発展と、組合員及び債権者の利益を保護するために不測の損失に備えて、毎事業年度の剰余金の一部の積み立てを規定している訳です。従って、剰余金が少額であっても、必ず積み立てることが必要です。

#### ◎配当について

外部流出すなわち剰余金の配当は、中小企業等協同組合法第 59 条により、第一に損失をてん補し、法定準備金と教育情報費用繰越金並びに定款に定める任意積立金(特別積立金)を控除した後に行うことになっています。配当の方法は、定款に定められているところにより、組合員が組合の事業を利用した分量に応じてする利用分量配当と、年 1 割を超えない範囲内において払込済出資額に応じてする出資配当とがあります。利用分量配当の基準となるものは、各組合員が、当該事業年度において納付した手数料、使用料等の額または共同事業の利用数量等です。配当の相手は、組合員に限られ、員外利用者は除外されます。また、脱退した組合員については、脱退年度分は対象となります。なお、利用分量配当と出資配当との順位では、組合の基本原則からすれば利用分量配当が優先されますが、組合を運営していくには、共同経営体としての資本充実を図るために、適正金利の支払いという意味で、出資配当を行い、残額を利用分量配当に充てるという考え方も十分納得できます。

※ これらの剰余金処分の税務上の取り扱いは、利用分量配当は損金算入できますが、その他は規定に則った処分であっても、課税対象となります。

## 講座 20

# 組合員の脱退に伴う処理

### 1 脱退の意義

脱退とは、組合の存続中に特定の組合員が組合という団体を脱し、その組合員としての地位を失うことをいいます。組合は組合員の人的結合によって成り立っていますが、いったん組合員となった者でも、組合の構成者として不適格になれば、法律の規定によって当然に、あるいはその組合員の自由な意思によって組合を脱退することができます。

### 2 脱退の態様

脱退は、その原因により二つの態様に区分されます。

「自由脱退」・・・組合員の自由な意思に基づいてなされる脱退

「法定脱退」・・・法律の定める一定の事由によってなされる脱退

### 3 自由脱退と脱退予告

組合員は、自分の意思により自由に組合を脱退することができます。脱退の自由は、加入の自由とともに法律によって定められている組合の基本原則です。なお、脱退届を提出した組合員は、脱退の効果が生じる事業年度の終わりまでは、それまでどおり組合員としての権利・義務を有します。

### 4 法定脱退

組合員の意思にかかわらず、組合法の定める一定の事由が組合員に発生することによって、その組合員が当然に組合を脱退し、組合員としての地位を喪失することをいいます。法定脱退事由としては、次の4つがあります。

- ① 組合員資格の喪失
- ② 死亡または解散
- ③ 除名
- ④ 公正取引委員会の排除審決

脱退の時期は、自由脱退のように事業年度の終わりではなく、その事由が発生した時点となります。なお、法定脱退事由のうち、組合員資格の喪失および死亡または解散については、当該事由が発生した場合に直ちにその旨を組合に届け出させるようあらかじめ定款・規約等で定めておくことが必要です。

**Q** 持分払戻に伴う経理処理について説明して下さい。なお、当組合の脱退者持分払戻に関する定款規定は、出資額限度払戻であり、脱退希望組合員の出資額は5万円（1口1万円）です。

**A** まず事業年度末日において、次の経理処理を行い、決算書上に表示します。

（借方）出資金 50,000円

（貸方）未払持分 50,000円

次に、通常総会において決算書が承認されることによって組合正味財産の額が確定しますので、この後において持分の払戻が行われることとなります。

ここで脱退者の持分額が出資額を上回ったとしても、定款規定に従って出資額を限度として払い戻せばよいことになり、次のような経理処理を行います。

(借方) 未払持分 50,000 円 (貸方) 現金(又は預金) 50,000 円



#### 出資配当金についての留意点

組合の帳簿価額による正味財産は出資額の2倍となっているほか事務所用土地建物を所有し帳簿価額は200万円ですが、時価が2,000万円程度です。今般、組合員のA社が脱退を申し出されました。A社の出資額は50万円ですが、50万円を払い戻せばよいのでしょうか。

また、B社は組合事業の利用につき不正の行為があった為、定款の規定に基づき総会において除名決議がなされました。B社に対する持分の払い戻しはどうしたらよいのでしょうか。B社の出資額は40万円です。



A 脱退には予告期間を経て事業年度の終わりに脱退する自由脱退と組合員資格の喪失、死亡または解散、除名などによる法定脱退の2つの態様があります。

脱退した組合員に対する持分の払戻は定款の定めるところによることとなっているので、組合の定款を確認する必要があります。

定款の定めが次のようなケースの場合。

(脱退者の持分の払戻)

#### 第●●条

組合員が脱退したときは、その持分の金額は出資額を限度として払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

この場合、組合員の持分の金額は帳簿価額や時価で評価すれば、出資額を上回ることとなります、定款の定めにより出資額を限度として払い戻せばよいので、次のように処理します。

##### (1) A社の場合

###### ① 事業年度末尾において

(借方) 出資金 500,000 円 (貸方) 未払持分 500,000 円

###### ② 現金支払いの時

(借方) 未払持分 500,000 円 (貸方) 現金預金 500,000 円

自由脱退の場合、脱退しようとする組合員はあらかじめ定款に定められた予告期間前に脱退届を組合に提出して、初めてその事業年度末日において組合を脱退することになり、脱退届を提出した組合員も脱退時点である事業年度の終わりまでは、従来通り組合員としての権利義務を有するので、事業年度末日の日付で出資金の払戻が決定したとき①の処理をします。また、通常総会における決算案の承認によってはじめて組合財産の額が確定することとなるので、持分払戻請求権の行使は通常総会終了後でなければならないと考えられますので、②の処理は通常総会後となります。

## (2) B社の場合

### ① 事業年度末日において

(借方) 出資金 400,000 円 (貸方) 未払持分 400,000 円

### ② 通常総会後、持分額が確定したとき出資額と持分額との差額を処理

(借方) 未払持分 200,000 円 (貸方) 資本準備金 200,000 円

### ③ 現金支払いの時

(借方) 未払持分 200,000 円 (貸方) 現金預金 200,000 円

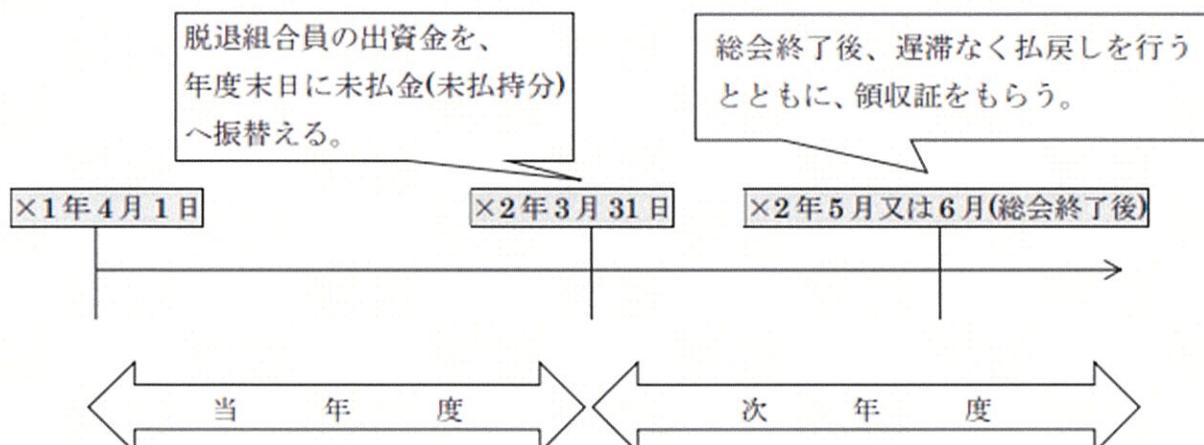
除名脱退の場合、除名された組合員にその旨を組合より通知しなければなりません。この通知をすれば脱退が確定するのですが、脱退者に対して払い戻すべき出資金の決定は自由脱退者の場合と同じく、脱退した事業年度の終わりにおいて行われ、現実の払戻時期はそれが確定する通常総会以後となります。したがって除名脱退者は脱退後事業年度の終わりまで組合員ではありませんが、出資金は持分計算上そのまま継続して計上されざるを得ないことがあります。そのため①の処理は事業年度末日の日付をもって実施されます。

## 5 脱退の事務手続

事業年度末が3月31日の組合の例で考えると以下の流れである。

1 組合員が脱退を申し出た年度の年度末(3月31日)に、当該組合員の出資金を未払金(未払持分)へ振替える。

2 次年度の通常総会後、遅滞なく当該組合員へ持分払戻しを行う。この時、領収証をもらうこと。



領 収 証	
○ ○ ○ 組合 御中	
金 ○ ○ ○ ○ 円 也	
(内訳 但し、貴組合脱退による持分払戻し金額として)	
上記正に受領いたしました。	
○○年○月○日	氏名 ○ ○ ○ ○ 印

払戻し金額が、5万円以上となった場合収入印紙が必要となる。(組合と組合員との取引に基づく受取書は、印紙税法(別表第1-17号)、印紙税法基本通達(別表1-17号文書21)で非課税であるが、脱退者は既に組合員でないから課税される。)

## 講座 21

# 組合等の特別賦課金



協同組合等が徴収した特別賦課金の繰越し

当組合は、組合員の経営に関する指導事業等を行うために設立された事業協同組合です。この度、組合員の技術の向上を図るために特別の技術指導を実施することとなり、これに要する経費を各組合員から「特別賦課金」として徴収しました。この技術指導等の実施期間は翌期にもまたがっており、そのため、特別賦課金の一部も翌期に支出します。このような場合でも、特別賦課金の全額を当期の収益としなければならないのでしょうか。



その賦課金の目的の事業が翌期に繰り越されたため生じた剩余金で、その目的に従って翌期に支出することが確実であると認められる部分の金額は、「前受金」等として経理することが認められます。

協同組合等は、一般に、その組合員の経済活動に対する助成活動（共同仕入、共同販売等）と、組合員の教育、指導等の事業を行うものですが、後者の事業を行う場合には、その事業の経費に当てるため、通常、組合員から特別の賦課金を徴収します。

この場合、その賦課金の目的となった事業をその賦課金を徴収した事業年度において行うことができない場合であっても、その賦課金収入は、原則として徴収した事業年度の益金の額に算入されますので、その事業年度において法人税の課税を受けることとなります。しかし、課税を受けてしまふと、翌期にその賦課金の目的となった事業に充てる資金が不足するということも考えられます。

そこで、このような結果を回避するため、協同組合等の行う教育事業又は指導事業が翌事業年度に繰り越されたことによりこれらの事業に充てるために課した賦課金につき剩余金が生じた場合で、かつ、その目的に従って、翌事業年度中に支出することが確実であると認められる部分の金額を仮受金等として経理した時は、その計算が認められることとされています。（基本通達 14－2－9）



賦課金と組合事業との関係について教えて下さい。



協同組合の事業の費用調達方法には、中協法第13条に「組合は、定款の定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。」又、中協法第12条には「組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。」と規定されているとおり、使用料及び手数料による方法と経費の賦課による方法の二通りの方法があります。これらの方法の相違点は、前者が経済事業に要する費用を調達する場合に原則として用いられ、後者が、非経済事業の費用を調達する場合に用いられることにあります。これは組合の

経済事業が組合員によって利用度が異なるため、その費用の調達については、使用料、手数料等の受益者負担によらねばなりません。他方、非経済事業については、組合員全体が共通に利益を受けるため、組合員全体に経費を賦課する必要があることからきています。

したがって、経費の賦課は原則として、手数料、使用料の徴収の可能な経済事業については行わず、手数料、使用料の徴収が不可能な非経済事業についてのみ行われます。

しかしながら、このことは非経済事業の費用の調達は必ず賦課金によらなければならぬということを意味するものではなく、組合が出資を基礎として経済事業を営む共同経営体であることを考えれば、理想的には非経済事業についても経済事業の収入で、その費用を賄うのが妥当と考えられます。

**Q** 決算期末における滞納の賦課金は、未収金に計上すべきでしょうか。

**A** 賦課金の原則的な計上基準は、通常総会における賦課金の賦課徴収方法に基づいて、納期の到来した金額を一斉に未収金に計上し、以後の賦課金の入金は、未収金の入金として取扱うことです。

しかし、組合の実情によっては、未収金をたてずに、入金の都度収益に計上する現金主義も認められますが、この場合にあっても、期末においては、未収賦課金を取り上げて、それを収益に取り込むことが必要です。

賦課金の性格上、その回収に不安が残る場合もありますが、組合員の脱退に際しては、未収分と払戻持分とを相殺することが可能であり、加えて賦課金の納付を完了している他の組合員との均衡上、未収金として債権の所在を明らかにすべきです。

その他共同購買事業にかかる未収手数料、あるいは共同金融事業にかかる未収利息についても、同様に考えるべきです。

**Q** 教育情報事業を実施するために徴収した賦課金が、講習会開催を延期したために残ってしまいました。剩余金として課税されると延期された講習会の予算に不足を生じて実施できなくなりますが、この場合の仮受処理はどうすればよいのでしょうか。

**A** 教育事業又は指導事業の経費の支出に充てるために賦課金を賦課した場合に、その賦課の目的となった事業の全部又は一部が翌年度に繰り越されたため当該賦課金につき剩余が生じたときに、その剩余の額の全部又は一部をその目的に従って翌年度中に支出することが確実である場合は、その部分の金額を仮受経理することが認められています。(法人税基本通達14-2-9)

この場合は、まず「教育情報賦課金収入」として一般賦課金と区分して経理されていること、教育事業又は指導事業が翌年度に繰り越されたこと、翌年度中に支出することが確実なこと等が必要とされます。

それぞれの時点での仕訳は、次のようになります。

《徴収時点》

(借方) 現金 ×××

(貸方) 教育情報賦課金収入 ×××

《事業年度末》

(借方) 教育情報賦課金収入 ×××

(貸方) 仮受賦課金 ×××

《翌期首》

(借方) 仮受賦課金 ×××

(貸方) 教育情報賦課金収入 ×××

《事業実施時》

(借方) 教育情報事業費 ×××

(貸方) 現金 ×××



## 教育情報事業とは

- 教育情報事業

組合員の経営、技術の改善向上を図るために、教育と情報の提供を行う事業ですが、経営管理の手法等に限らず、市場、経済情勢、業界の動き、法律の規制その他企業経営に関する一切のものが対象になります。

実施方法は、講習会、研究会、企業視察、機関紙・文書等による方法のほか、診断、経営分析などによる方法もありますが、勿論、これらの事業を実施するための資料の収集・分析・調査研究も本事業に含まれます。

なお、本事業は、軽微なものから高度なものまで多様な形で行われていますが、広く実施されている事業の一つです。

また、組合や組合事業について、組合員を教育することや知識を与える活動も、本事業によって行います。

## 講座 22

# 事業分量配当の損金算入

### 【協同組合等の事業分量配当等の損金算入制度の概要】

協同組合等が組合員その他の構成員に対し、その者がその事業年度中に取り扱った物の数量、価額その他協同組合等の事業を利用した分量又は事業に従事した程度に応じて分配する金額は、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される（中協法第61条1）。

すなわち、この種の法人は、法令又は定款の定めるところにより、出資に応ずる配当のほか、組合員の組合事業の利用分量に応ずる配当（剰余金の分配）をすることができる。従つて、後者の剰余金の分配は、形式的には資本等取引であるが、その実体からみて（仕入割戻し等）、事業の利用分量に応ずる配当の金額が損金の額に算入される。

これに対応して、その分配により組合員等が受けた金額は、所得税法の適用については配当所得以外の所得の収入金額となる。つまり、それを受けた者が法人である場合には、この部分の金額については、利益の配当等の益金不算入の規定の適用はない。また、これを受けた者が個人である場合には、それぞれの営む事業等に応じて、事業所得、不動産所得等の収入金額となる。

剰余金は組合員との間における取引から生ずるもののが大部分を占めるため、組合員に対する剰余金の分配は、各組合員に対する一種の値引き又は割戻しの性質を持つ。



Q 中協法第9条によると、利用分量配当は、法人税法の所得の金額の計算上、損金算入する旨の規定がありますが、会計処理上、どのような手続きをすればよいのでしょうか。又、期中に利用分量配当を行うことはできないのでしょうか。



A 事業協同組合は、毎事業年度の利益剰余金に前期の繰越利益又は繰越損失を加減したものから、法定利益準備金等を控除した後、利用分量配当又は年1割を超えない範囲内の払込済出資額に対する出資配当ができます。利用分量配当は、組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じて利益剰余金を分配するものです。その性格は出資配当と異なり、売上割戻に近いといえます。中協法第9条（事業利用分量配当の課税の特例）では、法人税法第61条（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）の規定を受け「組合が組合事業の利用分量に応じて配当した剰余金の額に相当する金額は、法人税法の定めるところにより、当該組合の同法に規定する各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。」と規定しています。

### （事業分量配当の対象となる剰余金）

14-2-1 法第60条の2第1号《事業分量分配金》に規定する事業分量に応ずる分配は、その剰余金が協同組合等と組合員その他の構成員との取引及びその取引を基礎として行われた取引により生じた剰余金から成る部分の分配に限るのであるから、固定資産の処分等による剰余金、自営事業を営む協同組合等の当該自営事業から生じた剰余金のように組合員その他の構成員との取引に基づかない取引による剰余金の分配は、これに該当しない。

## 講座 23

## 事業分量配当の計算



### 事業分量配当の対象となる剰余金の計算

当協同組合は、組合員の経営に対する指導事業と購買事業を行っています。

当期において、800万円の利益が生じましたが、その内訳は次のとおりです。この場合事業分量配当として損金算入が認められる額はいくらでしょうか。

指導事業の利益	△100万円
購買事業の利益	700万円
受取利息の額	200万円
当期純利益	800万円



A 購買事業により生じた当期利益の額 700万円の範囲内で分配した事業分量配当は、損金として認められることになります。

法人がその利益又は剰余金の分配として支出した金額は、資本等取引として損金の額に算入されないこととされていますが、協同組合等が行う剰余金の分配のうち組合員の事業の利用分量等に応じて支払われるものについては、組合員に対する割戻し等として、損金の額に算入することとされています（別表4減算）。

この損金の額に算入される事業分量配当の額は、事業分量配当を行うとする事業の当期利益の額を基とし、かつ、その組合に対する当期剰余金の額が限度となります。

この場合、事業分量配当を行うとする事業の当期利益の額は、その営んでいる事業別に損益計算を行い、組合員その他の構成員との取引及びその取引を基礎として行われた取引に基づかない取引による損益は、除外して計算することになります（基本通達14-2-1）。

従って、自営事業に係る損益のほか、次のようなものは原則として対象となりません。

- ① 固定資産の売却損益
- ② 余裕資産により行った預貯金の利子
- ③ 余裕資産により取得した有価証券の償還差損益及び売却損益又はその有価証券の配当等
- ④ 組合員等との取引以外の取引に起因する金銭債権に係る貸倒損失又は償却債権取立て益、貸倒引当金の繰入額又は戻入額
- ⑤ 前期以前に積み立てた利益積立金の戻入益

質問の場合、受取利息の200万円は、事業分量配当の対象外となり、当期純利益800万円のうち、購買事業に係る当期純利益の額700万円の範囲内の金額を事業分量として損金の額に算入することが認められます。

## 講座 24

## 組合等の出資配当金

Q

出資配当金についての留意点

当組合は今期の中途において増資払い込みが行われました。今期業績が好調であったので事業分量配当のほかに出資配当を実施したいと思いますが、実施上の留意点を説明してください。

A

中小企業組合法によれば、組合は損失をてん補し、利益準備金及び教育情報費用繰越金を控除した後でなければ、剩余金の配当をしてはならず、剩余金の配当は、定款の定めるところにより、組合員が組合の事業を利用した分量に応じ、又は年1割を超えない範囲内において払込済出資額に応じてしなければならないことになっています。（組合法 59①②）組合員に対する配当は、組合法並びに組合の本質から考えて、利用分量配当を優先すべきとする考え方もありますが、利用分量配当と出資配当とを併せて行うことが妥当な配当のあり方ではないかと判断されます。

実際の運営方法としては、共同体としての資本充実を図るために出資金に対して、適正金利を支払うという意味で、まず出資配当をし、残額を利用分量配当とすることが望ましいとする考え方もあります。

また、出資配当は、利用分量配当と違って課税対象金額とされるうえに、支払に当たっては源泉所得税を徴収しなければならない等の資金面や事務面に負担がかかる関係から、出資配当の方が利用分量配当より敬遠される傾向にあるようです。

出資配当に関する経理処理を示すと次のとおりです。

(1) 出資配当を支払うとき（一部を未払出资金に充当する場合）

(借方)	未払出资配当金	600,000	(貸方)	現金・預金	180,000
				未払出资金	300,000
				預り金	120,000

(2) 源泉所得税を納付するとき（20%で試算「※20.315」%）

(借方)	預り金	120,000	(貸方)	現金・預金	120,000
------	-----	---------	------	-------	---------

### 《記帳例題》

次の①～③の仕訳を解答欄に示しましょう。なお、勘定科目は下記の語群の中から選んで使用すること。

- ① 通常総会において承認され、未払計上していた出資配当金 300,000 円について源泉所得税 20%を差引、小切手で支払った。
- ② 期末における貸金等の合計額 80,000,000 円に対し 0.5% の貸倒引当金を計上する。
- ③ 理事会で当組合への加入が承認された甲社より、組合出資金 500,000 円及び加入事務

手数料 30,000 円が組合の当座預金口座に振り込まれた。

(語 群)

加入手数料収入	現 金	未払利用分量配当金
貸倒引当金	出資金	貸倒引当金繰入
預り金	未払出资配当金	当座預金

[解答欄]

	借 方 科 目	金 额	貸 方 科 目	金 额
①				
②				
③				

[解 答]

	借 方 科 目	金 额	貸 方 科 目	金 额
①	未払出资配当金	300,000	当 座 預 金	240,000
			預 り 金	60,000
②	貸倒引当金繰入	400,000	貸 倒 引 当 金	400,000
③	当 座 預 金	530,000	出 資 金	500,000
			加 入 手 数 料 収 入	30,000

《記帳例題》

次の①～③の仕訳を解答欄に示しましょう。なお、勘定科目は下記の語群の中から選んで使用すること。

- ① 当組合の通常総会において剰余金処分につき次のとおり決定した。

利益準備金 120,000 円  
特別積立金 120,000 円  
教育情報費用繰越金 60,000 円  
出資配当金 200,000 円

- ② 上記①で計上した教育情報費用繰越金につき戻入処理を行った。  
③ 上記①で計上した出資配当金について、源泉所得税 20%を差し引き、小切手にて支払った。

(勘定科目欄)

未処分利益	教育情報費用繰越金	現 金
利益準備金	未払出资配当金	当座預金
特別積立金	未払利用分量配当金	仮受賦課金
教育情報費用繰越金戻入	預り金	

[解答欄]

	借 方 科 目	金 領	貸 方 科 目	金 領
①				
②				
③				

[解 答]

	借 方 科 目	金 領	貸 方 科 目	金 領
①	未 処 分 利 益	500,000	利益準備金 特別積立金 教育情報費用繰越金 未払出资配当金	120,000 120,000 60,000 200,000
②	教育情報費用繰越金	60,000	教育情報費用繰越金 戻 入	60,000
③	未 払 出 資 配 当 金	200,000	当 座 預 金 預 り 金	160,000 40,000

## 令和元年度 第3問

### (設問2)

下記事項により、A事業協同組合の法人税等の税務申告に関し、解答用紙の各欄に指定された事項を計算し、記入しなさい。なお、A事業協同組合は設立以来青色申告を行っている。ただし、この問題では、地方法人税は考慮しないものとする。

1. 当期は、自平成31年4月1日至令和2年3月31日の事業年度とする。
2. 損益計算書の税引前当期純利益金額は、2,100,000円である。
3. 税務調整事項は以下のとおりである。
  - (1) 当期の租税公課で処理されている預金利子に係る所得税額は102,100円（復興特別所得税を含む）であり、同金額は全額法人税額から控除するものとする。
  - (2) 受取配当金等の益金不算入額は202,100円である。
4. 法人税の税率は15%とする。
5. 道府県民税法人税割の税率は5%とする。

(解答)

### (設問2)

(単位：円)

法人税額		道府県民税法人税割額	
所得金額	2,000,000	課税標準となる法人税額	300,000
法人税額	300,000	道府県民税法人税割額	15,000
控除する所得税額	102,100	納付すべき道府県民税法人税割額	15,000
納付すべき法人税額	197,900		





## ◆ 令和6年度 中小企業組合運営指導事業(研修)アンケート ◆

組合会計② 講習

中小企業組合運営指導事業（教育・啓発事業）を受講いただき、ありがとうございます。

皆様のご意見を今後の研修企画の参考にさせていただきたく、是非、アンケートにご協力をお願いします。

## 1. 貴組合の状況についてお教えください。

- |                 |                               |                                  |                                  |                                |
|-----------------|-------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| ①組合員数について………    | <input type="checkbox"/> 10未満 | <input type="checkbox"/> 10～30未満 | <input type="checkbox"/> 30以上    |                                |
| ②事務局員数について………   | <input type="checkbox"/> なし   | <input type="checkbox"/> 1人      | <input type="checkbox"/> 2～3人    | <input type="checkbox"/> 4人以上  |
| ③設立からの経過年数について… | <input type="checkbox"/> 3年未満 | <input type="checkbox"/> 3～5年未満  | <input type="checkbox"/> 5～10年未満 | <input type="checkbox"/> 10年以上 |

## 2. 受講者についてお教えください。

- |                         |                                 |                                       |                                 |
|-------------------------|---------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------|
| ①ご自身の従事年数について………        | <input type="checkbox"/> 3年未満   | <input type="checkbox"/> 3～5年未満       | <input type="checkbox"/> 5年以上   |
| ②ご自身の役職について………          | <input type="checkbox"/> 役員     | <input type="checkbox"/> 職員           | <input type="checkbox"/> その他( ) |
| ③本研修(H23より実施)の受講について……… | <input type="checkbox"/> 今年が初めて | <input type="checkbox"/> 以前に参加したことがある |                                 |

## 3. 本日の研修をどこで知りましたか。(複数回答可)

- |                                       |                                 |                                 |                                   |
|---------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 中央会のメール      | <input type="checkbox"/> 中央会のHP | <input type="checkbox"/> 大阪府のHP | <input type="checkbox"/> 中央会のメルマガ |
| <input type="checkbox"/> 商工ニュース(メルマガ) |                                 |                                 |                                   |
| <input type="checkbox"/> その他( )       |                                 |                                 |                                   |

## 4. 本日のWeb研修を受講した動機を教えてください。(複数回答可)

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 組合課題に合致した内容だったから | <input type="checkbox"/> 将来役に立つ内容と思ったから |
| <input type="checkbox"/> 空き時間に視聴できるから     | <input type="checkbox"/> 繰り返し視聴できるから    |
| <input type="checkbox"/> 会場へ移動する必要がないから   | <input type="checkbox"/> その他( )         |

## 5. 本日の講座内容について理解できましたか。

- |                                  |                                  |                                      |                                   |
|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> よく理解できた | <input type="checkbox"/> ほぼ理解できた | <input type="checkbox"/> あまり理解できなかった | <input type="checkbox"/> 理解できなかった |
| 理由( )                            |                                  |                                      |                                   |

## 6. 本日の講座内容は組合運営に役立てるできますか。

- |  |                                     |                                   |                                |
|--|-------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 大いに役立てることができる | <input type="checkbox"/> 役立てることができる | <input type="checkbox"/> あまり役立たない | <input type="checkbox"/> 役立たない |
| 理由( )                                  |                                     |                                   |                                |

## 7. 来年度以降実施を希望する研修テーマを教えてください。(複数回答可)

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 共同事業活性化                   | <input type="checkbox"/> 外国人技能実習制度     |
| <input type="checkbox"/> 事業承継(組合による組合員企業の事業承継支援)   | <input type="checkbox"/> 労務管理          |
| <input type="checkbox"/> 事業承継(組合員企業のための進め方セミナー)    | <input type="checkbox"/> 消費税           |
| <input type="checkbox"/> 組合BCP(組合による組合員企業BCP策定支援)  | <input type="checkbox"/> 組合会計          |
| <input type="checkbox"/> 企業BCP(組合員企業のためのBCP策定セミナー) | <input type="checkbox"/> 組合税制          |
| <input type="checkbox"/> 組合ビジョン・事業計画の事例発表          | <input type="checkbox"/> 組合法一般         |
| <input type="checkbox"/> 組合事業活性化事例発表               | <input type="checkbox"/> 定款変更認可申請・登記申請 |
| <input type="checkbox"/> トラブル事例対応                  |  |
| <input type="checkbox"/> その他( )                    |  |

ご協力ありがとうございました。